

令和3年(2021年)3月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和3年3月4日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年3月4日(木)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

欠席議員

14番 東 清剛

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、14番、東清剛君から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

今期定例会において、新型コロナウイルス感染の予防の観点から、議員、執行部とも、マスクの着用の許可と演台等へのアクリル板の設置、休憩時の換気などを実施しております。また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いいたします。

なお、傍聴者においても協力のほどよろしくをお願いいたします。

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

また、今期定例会において、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志事務局長。

上野隆志事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程表を朗読させていただきます。

令和3年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月4日、木曜日、9時30分、本会議、開会。町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。

第2日、3月5日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月6日、土曜日、休日。

第4日、3月7日、日曜日、休日。

第5日、3月8日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第6日、3月9日、火曜日、休会。常任委員会予定日。
第7日、3月10日、水曜日、休会。常任委員会予備日。
第8日、3月11日、木曜日、休会。常任委員会予備日。
第9日、3月12日、金曜日、休会。常任委員会予備日。
第10日、3月13日、土曜日、休日。
第11日、3月14日、日曜日、休日。
第12日、3月15日、月曜日、休会。常任委員会予備日。
第13日、3月16日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第14日、3月17日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第15日、3月18日、木曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。
以上でございます。

次に、議事日程について朗読させていただきます。

令和3年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月4日（木曜日）9時30分開議

- | | |
|-----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 町政の一般説明 |
| 第6 | 議案第2号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 第7 | 議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例 |
| 第8 | 議案第4号 紀北町臨時駐車場条例 |
| 第9 | 議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例 |

- 第16 議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例
- 第17 議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例
- 第18 議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和元年度分）
- 第19 議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）
- 第20 議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第21 議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算
- 第25 議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第26 議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第28 議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

瀧本攻議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 太田哲生君

11番 近澤チヅル君

のご兩名をご指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日 3 月 4 日から 3 月 18 日までの 15 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3 月 4 日から 3 月 18 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 24 日、議会運営委員会が開催され、3 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、町長から提出議案についてであります。本定例会に提出され、受理した案件は、議案第 2 号から議案第 24 号までの合計 23 件となっております。

また、本日町長から追加議案の申し出を受け、議会運営委員会が開催されました。受理した案件は議案第 25 号から第 27 号までの 3 件であります。本日の追加日程として取り扱うことにします。

なお、請願 1 件を受理しておりましたが、要望する事業が今回の令和 3 年度の当初予算に計上されていたことから、3 月 1 日をもって取下げ書を提出され、許可しましたので、報告

いたします。

次に、一般質問についてであります。2月16日から2月22日までの提出期間内において7人の議員から通告書が提出されました。なお、施政方針に対する質問については、通告の要旨の締切り及び3月5日の午前1時までとなっております。日程については、現在のところ、16日火曜日4人、17日水曜日3人という予定であります。2日間で運営させていただきたいと思っております。

ちょっと訂正させていただきます。3月5日の、私、午前と言ったそうでございますが、これ、午後1時と訂正させていただきます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の令和2年度1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。三重紀北消防組合議会は、3月24日、水曜日、午前10時から開催され、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から開催されます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長、中場副町長、中井教育長、松永監査委員、そのほか関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

最初に、指定金融機関の見直し及び合併による名称変更についてでございます。

指定金融機関につきましては、現在、株式会社第三銀行を指定しておりますが、指定から3年ごとに見直しを行うこととしており、このたび、令和2年度末において前回の見直し後3年を経過することから、前回同様、紀北町の指定金融機関及び指定代理金融機関に選定している金融機関のうち、町内に支店を有している株式会社百五銀行、株式会社第三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合に対しまして、紀北町が希望する条件を提示し、指定金融機関への希望の有無と条件について調査を行いました。

その結果、紀北町が提示する条件どおりで指定を希望された金融機関のうち、株式会社第三銀行を引き続き指定金融機関とすることになりましたので、ご報告といたします。

また、株式会社第三銀行につきましては、令和3年2月3日に株式会社三重銀行との合併契約の締結を行い、令和3年5月1日付で商号が「株式会社三十三銀行」に変更となる予定でございます。

続きまして、東紀州環境施設組合設立に関する状況についてでございます。

当該組合につきましては、東紀州5市町の各議会の議決を経まして、東紀州環境施設組合の設立に向けた手続を開始したところであり、三重県知事の許可が得られますと、4月1日に組合が設立される運びとなります。

組合が設立されると、関係市町の各議会に対しましても、議員選出の要請がありますので、紀北町議会におきましても、組合議員の選出をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、組合議員選出に当たっての紀北町議会の日程に合わせまして、執行部からは、組合負担金にかかる補正予算（案）を上程していきたいと考えておりますので、当日はご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、紀北町立小中学校・幼稚園の卒業式・卒園式及び入学式・入園式についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症について、防止の取組みはいまだ予断を許さない状況が続いております。

これまで、幼稚園・小学校・中学校の卒園式と卒業式及び入園式と入学式につきましては、来賓として議員及び地域代表者の皆様をお招きして、ご祝辞などをいただいております。

しかし、前述のような状況が続いておりますことから、昨年に続きまして、感染症拡大防止の観点から来賓の依頼をご遠慮させていただき、規模を縮小して行いたいと考えております。

なお、卒業式・卒園式の日程につきましては、幼稚園が3月23日（火曜日）、小学校が3月19日（金曜日）、中学校が3月8日（月曜日）に実施する予定でございます。入園式と入学式の日程は、幼稚園が4月7日（水曜日）、小学校と中学校が4月6日（火曜日）に実施する予定でございます。

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、さらなる変更も考えられますことから、引き続き感染状況に注視し、議員の皆様はもとより、住民の皆様にお知らせいたしたいと思っております。

今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、3件をご報告いたしまして、3月議会定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

瀧本攻議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、令和3年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和3年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は紀北町長に就任以来、「全ては住民目線で、全ては住民と共に」の基本姿勢の下、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら協働のまちづくりに取り組んでま

いりました。

今後の町政経営につきましても、これまでの町長としての経験を生かし、現場を重視すると共に、時代の変化や町民の皆様の要請に対応できる広い視野を持って、紀北町第2次総合計画に掲げた将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、昨年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が報告されてから、国内全域に感染が拡大し、4月には新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国を対象地域として発出され、休業要請や外出自粛など経験したことのない事態が起きました。

その後、全国的に一時的な感染者の減少が見られたものの、11月以降感染者が急増し予断を許さない状況が続き、本年1月には、東京など11都府県に2月7日までを期間とする緊急事態宣言が再度発出されました。

また、2月には、11都府県のうち栃木県を除く10都府県への緊急事態宣言が3月7日まで延長されました。

三重県においても感染者が増加したことから、県独自の2月7日までの緊急警戒宣言が1月14日に発出され、この宣言も、3月7日まで延長されたところでございます。

なお、首都圏の1都3県を除く、2府4県につきましては、新規感染者数が減少したことなどから、2月末をもって緊急事態宣言が解除となりました。

このような中、医師、看護師をはじめとする医療に携わる皆様が、日夜献身的に医療活動に力を尽くしていただいていることを深く敬意と感謝を申し上げます。

また、町民の皆様をはじめ、感染拡大防止のためにご尽力いただいている全ての皆様方にも、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本を含む全世界で厳しい状況が続き、町民の皆様のご生活及び経済活動などに極めて深刻な影響をもたらしております。

いま一度、町民の皆様のご協力をいただきながら感染防止対策、経済対策などを効果的に実施してまいります。

また、感染対策の決め手となるであろうワクチン接種につきましては、国・県と連携して万全な体制を確保し接種を進めてまいります。

コロナ禍においては、感染防止により外出を控えることから健康への影響も危惧されます。「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」の下、「ちょい減らし+10チャレンジ」や「き

ほく活活体操」などを積極的に取り入れていただき、このコロナ禍を乗り越え、生涯現役で元気に暮らしていただけるまちづくりを進めてまいります。

令和3年度は、町長就任3期目の最終年度となります。

町長就任以来、合併特例事業債など交付税算入率の高い地方債を活用し、相賀小学校・紀北中学校の改築、庁舎移転、始神テラス、紀北健康センター、長島多目的会館、紀伊長島学校給食センターの整備、紀伊長島・海山消防署の移転、クリーンセンターの大規模改修、三浦・矢口漁港の海岸保全施設整備などのほか、おでかけ応援サービス「えがお」の運行、紀北町防災ナビの導入、防災行政無線のデジタル化、国が推奨しているがん検診や特定健診の無料化、子ども医療費の対象年齢引き上げ及び未就学児を対象とした窓口負担無料化、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料や給食費の無料化などを実施してまいりました。

町内におきましては、人口減少や少子高齢化の進展、産業を取り巻く厳しい状況が続いております。常に「思いやりの心」を持ち、行政のかじ取り役を務めさせていただきたいと考えております。

また、ウイズコロナ、アフターコロナの時代に合わせた変化、新しい令和の時代に合わせた変化を重ね、先進的に取り組む努力を怠ることなく、自覚と責任をもって町政の推進に取り組んでまいります。

昨年は12年ぶりに台風の上陸がない年となりました。台風の記録が残る1951年（昭和26年）以降、上陸がなかった年は昨年を含めて5年です。

そのような中、昨年印象に残っている台風は、9月に小笠原近海で発生した台風第10号であります。上陸はしなかったものの、発達しながら非常に強い勢力で九州に接近し、進路に当たる地域で海面水温が記録的に高く、上空の風など発達条件が揃い、接近時の勢力は過去最強クラスで、最低気圧が910ヘクトパスカル、最大瞬間風速は長崎県で59.4m/sが観測されました。

このように最近の台風は、大型化しているように感じており大変心配をしているところですが、その対策につきましてもしっかりと進めてまいります。

7月には、長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生いたしました。九州では多数の線状降水帯が発生し猛烈な雨が長時間降り続き、人的・物的被害が各地で発生いたしました。

幸いにも本町では、台風の接近や豪雨の影響による大きな自然災害はなく、安堵しているところがございます。

今年は、東日本大震災、紀伊半島大水害の発生から丸10年の節目の年を迎えます。

東日本大震災は、マグニチュード9、最大震度7の巨大地震と大津波による未曾有の災害となり、建物の全壊・半壊が約40万5,000戸、全国で約1万6,000人の方がお亡くなりになり、約2,500人の方の行方がわかっておりません。

また、先月の13日にはマグニチュード7.3、最大震度6強の余震が発生し、幸いにも震源が深く津波は発生しませんでした。約150人の方が負傷されました。

改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、今回の余震により負傷された皆様、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町でも町内まで津波が押し寄せるなど、大変緊迫した状況が続いたこと、また、被災地を訪れ被災の状況を直接視察させていただいて目にしたことが、いまだ鮮明に記憶として残っています。

紀北町は、地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、これまで幾度も大きな被害を受けております。

また、いつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ地震においても、甚大な災害を被る地域と言われております。

これまで経験したこと、見たこと、教わったことを十分生かし、地震・津波・台風・豪雨などの自然災害に対する防災力・減災力をさらに強化し、日頃の訓練や準備を怠ることなく、常に災害を意識し、町民の皆様と力を合わせ、安全で安心なまちづくりに向け力を傾注してまいります。

さて、今年度は1年延期となった、東京オリンピック・パラリンピック競技が東京を中心に開催されます。オリンピックは7月23日から8月8日、パラリンピックは8月24日から9月5日までの開催となっています。

日本全体で力を合わせ、最高のオリンピック・パラリンピック競技大会となることを願っているところでございます。

また、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」、第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が、今年の9月、10月に開催されます。

本町では、三重とこわか国体の正式競技であるソフトボール少年女子、公開競技のグラウンド・ゴルフが、また、三重とこわか大会では、ソフトボールが開催されます。

町民総参加により、おもてなしの心を持って全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会にいたしたいと考えております。

三重とこわか国体・三重とこわか大会紀北町実行委員会を中心として町民の皆様、スポーツ団体などの皆様のお力を得ながら大会運営に万全を期してまいります。

なお、リハーサル大会も5月を中心に開催が予定されておりますので、町民の皆様方には応援、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

これらの大会を機にスポーツを普及し、町民の皆様の健康増進と体力の向上を図ると共に、人と人との交流や絆づくりを図ってまいります。

令和2年12月に閣議決定された、令和3年度予算編成の基本的な考え方として、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」としております。

また、「内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。

経済財政運営に万全を期するとともに、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものにする。」

「デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。2050年カーボンニュートラルを目指し経済と社会の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。」「活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性の向上や最低賃金の全国的な引き上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などによりまして、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また、企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。」としております。

一方、1月19日に開会された、第204回国会における菅義偉内閣総理大臣の施政方針演説では、一貫して追い求めてきたものは、国民の皆さんの安心、そして、希望であるとし、「新型コロナウイルス対策」、「東日本大震災からの復興、災害対策」、「わが国の長年の課題に答えを」、「地方への人の流れをつくる」、「少子化対策と社会保障の将来」、「外交・安全保障」の項目ごとに政策を述べられました。

新型コロナウイルス対策として、国民の命と健康を守り抜く、暮らしと雇用を守る。

東日本大震災からの復興、災害対策として、東日本大震災からの復興、暮らしの安全・安心。

わが国の長年の課題に答えを、として、グリーン社会の実現、デジタル改革、イノベーシ

ョン、国際金融拠点。

地方への人の流れをつくるとして、農業を成長産業に、観光立国、規制改革を通じた一極集中の是正。

少子化対策と社会保障の将来として、子育て支援、社会保障改革。について、具体的に述べられました。

我々のような地方の小さな町におきましては、これまでも大変厳しい経済状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後も引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような国の方針や施策を十分に踏まえ、町を取り巻く経済情勢などの変化を的確かつ柔軟に把握した中で、タイミングとバランスを重視し、関連支援策などの導入を積極的に進めてまいります。

また、安全・安心対策、町民の健康増進、産業の振興、子育て・教育の充実、社会基盤の整備などをより効果的にスピード感を持って進め、地域経済の活性化を図ってまいります。

平成29年度にスタートした紀北町第2次総合計画前期基本計画は、令和3年度が最終年となります。

前期基本計画の重点プロジェクトとして掲げた「安全・安心」のまち、「健康増進・生涯現役」のまち、「にぎわい・交流」のまち、「子育て・教育」のまちの4つのプロジェクトを総合計画評価・検証委員会の委員の皆様からいただいたご意見や町民の皆様のお声を十分生かしながら、全力で着実に進めてまいります。

常に気付きと改善の気持ちを持ち、町民の皆様の声に耳を傾け、時代の潮流に対応して紀北町第2次総合計画の将来像「みんなが元気！紀北町」を目指し、積極的かつ計画的に推進を図ってまいります。

なお、令和3年度には、令和8年度を目標年度とする紀北町総合計画後期基本計画を策定することとしており、計画策定の過程においても積極的に町民の皆様のご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

国は、令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中・長期的な成長力強化を推進していくことを基本的な考えとして、令和3年度予算編成が行われました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グ

リーン社会の実現や生産性の向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対策の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政の健全化への着実な取り組みを進めつつ予算編成が行われたところでございます。

このような方針に基づいて編成された、令和3年度の国の一般会計歳入歳出概算の規模は、106兆6,097億円で、前年度当初比3兆9,517億円、3.8%の増と9年連続で過去最高を更新し、3年連続で100兆円の大台を突破しました。

歳入では、コロナ禍による影響から減収を見込み、歳出では、コロナウイルス感染症対策、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策の充実などに重点配分されております。

国の地方財政対策などにつきましては、一般財源総額は、63兆1,432億円で、地方税収は38兆802億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は、自治体への配分額で、17兆4,385億円、前年度当初比5.1%、8,503億円の増となり、財源不足を補てんするための臨時財政対策債発行額は、74.5%増の5兆4,796億円としております。

防災・減災予算につきましては、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の事業期間5年延長と対象事業等の拡充、緊急浚渫推進事業債の拡充など、総額1兆100億円が計上されました。

また、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため地域デジタル社会推進費、仮称ではございますが、2,000億円が計上されました。

このほか、地方創生については、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円が引き続き計上されております。

このような情勢の中、編成いたしました本町の令和3年度一般会計当初予算につきましては、総額98億5,382万3,000円、令和2年度当初予算と比較して7.8%、8億3,738万7,000円の減となりましたが、100億円に迫る大型予算となっております。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が37億8,600万円で全体の38.4%を占め、次いで繰入金13億6,774万3,000円、町税12億3,879万3,000円の順となっております。

歳出の主なものにつきましては、民生費が26億9,900万円で全体の27.4%を占め、次いで総務費が14億869万3,000円、公債費13億8,990万9,000円の順となっております。

最も重要な事業といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種委託費など

を予算化し、国の動向にいち早く対応して、迅速・確実に町民の皆様にはワクチン接種を実施するよう、昨年12月より準備を進めております。

大型事業につきましては、継続事業であります矢口漁港の海岸保全施設整備事業、橋梁・トンネル長寿命化修繕事業を、新規事業として、汐ノ津呂排水機場の整備に着手するための概略設計費、上里集会所改築実施設計費、宮前川の河川改修費、海山総合支所の漏水や避難所対策等の改修費等を予算化しているほか、ソフト事業では、お出かけ応援サービス「えがお」について、皆様からのご意見を反映し、運転手の増員や車の増車等により、ニーズにあった運行を行い、さらなる利用促進を図るための経費や、町の基本方針を定める第2次総合計画後期基本計画などを予算化しております。

三重とこわか国体、三重とこわか大会のソフトボール少年女子などの開催費や、町道整備など生活に密着した必要不可欠な事業に加え、人口減少・少子高齢化への対応事業、安全・安心な暮らしの確保事業、農林水産業など地場産業の活性化事業等、地域を元気にするために必要な施策を積極的に進める予算となっております。

財政調整基金などの繰り入れにより財源を確保するなど、厳しい財政状況ではありますが、国・県の補助金、交付金をはじめ合併特例事業債、過疎対策事業債など有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努め、厳しい財政状況に対応してまいります。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計が19億7,378万円、介護サービス事業特別会計が1億7,911万5,000円、後期高齢者医療特別会計が5億9,906万8,000円、水道事業会計では、支出ベースで7億963万7,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は、133億1,542万3,000円となっております。

それでは、令和3年度の主な施策の概要につきまして、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率は70%から80%であり、地震により5m以上の津波が到達する確率が26%以上と高い確率で到達すると想定されていることから、防災・減災対策はますます重要な施策となっており、引き続き重点的に進めてまいります。

東日本大震災から今年で10年目に当たりますが、これまで自助、共助、公助の連携のもと、自主防災会からの緊急要望を中心に、できるものから積極的に事業を実施してまいりました。

今後も、自主防災会や自治会からの要望につきましては、適宜適切に対応することとしておりまして、引き続き、津波避難路や避難誘導灯の整備などを進めてまいります。

また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団の装備充実などを進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授をはじめとする産学官連携による地域防災支援事業に取り組み、自主防災会などと連携の上地域の特性を踏まえた避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施すると共に、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、引き続き食料などの備蓄品の購入やコロナ禍における避難所の運営について、感染拡大防止を徹底するための対策強化を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策であります。三重紀北消防組合や消防団と連携強化や、被害軽減のための早期避難対策、避難所における安全対策強化、紀北町防災ナビや防災行政無線戸別受信機活用による情報伝達手段の充実、主要河川への監視カメラの活用、暴風や家屋浸水対策、雨水排水対策などへの取組みを推進してまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、令和2年度末をもって三浦漁港海岸が完成いたします。矢口漁港海岸につきましても、引き続き農山漁村地域整備交付金の活用に加え、町単独事業を実施し、事業の早期完成に努めてまいります。

また、防災重点ため池につきましても、原池地区の県営ため池等整備事業に引き続き取り組むとともに、新たに、大原・鯛ノ又池、馬瀬・宮谷池におきまして、耐震調査等を行い、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

次に、山地災害対策では、県と連携し治山事業の円滑な実施を図るとともに、鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましても、引き続き土砂や流木の流出対策の検討を、国、県、町の三者協議により進めてまいります。

また、人家等への倒木による被害を予防するために、人家裏危険木伐採事業への補助や流木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯木整備事業などを引き続き実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業として島原・猪ノ谷、島勝浦・谷地東谷及び馬瀬・猿谷の砂防工事が引き続き予定されております。

また、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が、大野内及び三戸地区で引き続き予定されているところでございます。

急傾斜地崩壊対策では、県事業として出垣内地区及び西町地区におけるのり面对策工事が引き続き予定されております。

治水対策では、県河川事業として銚子川、赤羽川の堆積土砂の撤去と赤羽川・出垣内地区及び船津川・船津地区の堤防補強工事が引き続き予定されております。

また、町河川事業として、大船川の堆積土砂撤去と宮前川の河川改修工事を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として江ノ浦大橋耐震補強工事及び中ノ島地区高潮対策工事が引き続き予定されております。

また、船津川・銚子川の河口閉塞対策といたしまして河口堆積土砂撤去が、高浜海岸の浸食対策として河口と銚子川の撤去土砂を活用した養浜工事が引き続き予定されております。

地籍調査事業では、円滑な土地取引や災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づき、相賀地区及び鯨地区内の土地の筆界、面積、地目の確定を推進してまいります。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えると共に、人々の交流を促進する重要な基盤で、本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,013路線がそれぞれ機能をもち、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を推進してまいります。

県の道路事業では、国道422号・志子・下地地区、国道422号・大原地区及び矢口浦上里線・矢口地区の道路改良事業と須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁事業が引き続き予定されております。

なお、相賀橋は仮橋工事の着手が予定されているところでございます。

また、長島港線・長島地区の道路改良事業への着手に向けたルート検討が進められております。

町の道路事業では、相賀桜町5号線ほか8路線の道路改良工事及び海野10号線ほか5路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づきまして、道路メンテナンス事業補助金を活用した汐見中橋、前垣内中州2号橋及び銚子川橋の耐震修繕工事を実施してまいります。

また、トンネル長寿命化計画に基づき、道路メンテナンス事業補助金を活用した白浦トン

ネルの修繕工事を引き続き実施してまいります。

県の公園事業では、熊野灘臨海公園、城ノ浜地区の都市公園整備事業の着手が予定されております。

町営住宅管理事業では、公営住宅など長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用したあけぼの団地B・C棟の修繕工事を実施すると共に、老朽化した住宅3戸の取り壊しをしてまいります。

また、全国的にも問題となっている適正に管理されていない空家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、生活環境の保全を図るため、紀北町空家等対策計画に基づき、対策に取り組んでまいります。

水道事業では、施設のきめ細やかな維持管理による長寿命化を図り、老朽化した施設や設備の更新を進めるとともに、配水管などの更新と耐震化工事を推進するなど、道路網の整備充実を図ってまいります。

さらに、良好な水源の保持・確保のため、水質検査を引き続き実施し、安全・安心そして安定的な水道水の供給に努めてまいります。

また、住民の皆様に水道事業に対する理解を深めていただくための啓発活動にも取り組んでまいります。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和のとれた生活を継承していくため、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理につきましては、現ごみ固形燃料化施設において資源循環の一端を担っていくとともに、ごみ減量及びリサイクルを促進するための方策を検証し実行していきます。

さらに、環境負荷を軽減する安定的なごみ処理能力を確保するため、循環型社会形成に寄与できる将来の一般廃棄物処理施設整備に取り組む必要があり、東紀州5市町による広域でのごみ処理施設整備を進めていきます。

また温暖化対策として、第3次紀北町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の業務における温室効果ガス排出量の削減を図ります。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、設備改修で処理能力を向上させたし尿処理場による汚水処理とともに、町全域の水質改善に取り組んでいくほか、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例を基に施策を進めてまいります。

公共交通につきましては、通学の利便性の向上と家計の負担軽減や路線バスの維持存続を

図るため、高校生バス定期補助を引き続き行うなど利用促進に取り組んでまいります。

また、公共交通空白地対策として、おでかけ応援サービス「えがお」を、廃止代替バスやいこかバスなどの運行も踏まえ、交通関係者との連携や分析調査などを行い、多くの方がさらに利用しやすいよう発展させてまいります。

情報化につきましては、政府は、デジタル庁設立に向け大きく動き出しており、国が保有するビックデータの活用や5G、人工知能やモノのインターネットといった技術を社会に浸透させ、生活や社会構造を望ましい方向へと転換させていくデジタルトランスフォーメーションを進めています。

このことから、情報通信技術に詳しい町職員などによる検討委員会で策定しております地域情報化計画などを基に、大きく動き出した高度情報化の波に乗って、積極的にデジタル化を推進してまいります。

瀧本攻議長

町長、ちょっと、休憩とりたいんでいいですか。

15分、休憩いたしますので、10時40分からの再開といたします。

(午前 10時 26分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、施政方針の続きをお話しさせていただく前に、水道事業のところ、本来、「管路網」と読むべきところを、「道路網」と読んだそうでございますので、訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、基本目標2つ目の「やさしさと支え合う健康・福祉のまち」についてでございます。

「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」を実現するために、関係課の連携を強化し、取り組みを加速化させているところでございます。

少子・高齢化が進行する中、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安感や負担感などの問題が年々高まってきております。

少子化対策といたしまして「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念の下、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

このため、社会全体で子育て家庭を支援していくという観点に立ち、関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

近年、共働き家庭の増加が見込まれる中、働く親の多様化する職場環境やライフスタイルに対応するため、必要に応じた保育サービスの充実に努めてまいります。

また、子育て家庭に対する支援として、引き続き、地域子育て支援センターや、放課後児童クラブの運営に対する支援を実施してまいります。

さらに、放課後児童クラブでは、ひとり親世帯、障がい児を持つ世帯の利用料減免を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、保育所運営費、町単独による障がい児保育事業や重度障害児保育士特別加配補助金を引き続き実施してまいります。

町単独の支援として実施しております、保育所の副食費及び幼稚園の給食費、3人目以降の小学校、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、子育て世代包括支援センターを中心に母子保健事業を通じた相談支援体制の充実に努めてまいります。

子ども医療費への上乗せ助成を入院は18歳、通院は15歳になる年度末まで、引き続き実施してまいります。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品の現物支給や、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

子育てしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てにかかるポータルサイト「きほくファミ

ラボ」の情報更新に努め、より有意義なサイトの運営を図ってまいります。

結婚新生活支援事業では、今年度から結婚による新しい生活をさらに応援するため、対象年齢と世帯所得を緩和し、支援の充実を図ってまいります。

高齢者福祉施策では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「在宅医療介護連携推進事業」など地域支援事業をはじめ、緊急通報装置の設置、配食サービスなど、町独自の事業との連携を図りながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

今後ますます少子高齢化社会が進むことが予想される中、紀北町社会福祉協議会海山事務所などの引本地区への移転を機に、生活支援コーディネーターの増員を図り、高齢者を地域全体で支える体制づくりを紀北町社会福祉協議会とともに進めてまいります。

民生委員や地域包括支援センターなどの連携による地域での見守り活動や、健康保持への活動の推進により、高齢者の地域での生活と安全対策をより図ってまいります。

次に町立老人ホーム赤羽寮では、利用者が安全安心に快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある住まいとしての施設づくりを進めることを目標に取り組んでおります。

利用者や家族に選ばれる施設になるために、利用者本位の環境整備や施設サービスの充実を図る必要があり、今後も、自分らしく安全・安心な暮らしができるよう、継続的に施設の改修を行っていくこととし、今年度は、廊下の壁の塗装とリハビリ室の床改修等を行ってまいります。

障がい者福祉施策では、地域における障がい者支援策として、障がい者本人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などがあいまって多様化する障がい者のニーズに対応するため、引き続き、障がい者総合支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業などの円滑な運用をはじめ、腎臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成や、移動支援や日中活動系サービスを提供する社会資源の確保など、障がい者が住み慣れた町で暮らし続けられる支援体制の構築を引き続き目指してまいります。

次に、町民の皆様様の健康づくり事業については、生活習慣病などの予防のため、「ちょい減らし+10」を合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指して、町民の皆様が健康づ

くりに取り組んでもらえるよう引き続き努めてまいります。

「ちょい減らし+10チャレンジ」につきましては、6年目を迎えますが、より多くの皆様がより気軽に参加していただけるように、参加方法や実施期間の見直しを行い、「ちょっとチャレンジ、ずっと健康」をキャッチフレーズに推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」、健康ウォーキングにつきましても、町民の皆様が日常生活の中で取り組んでいただきやすくなるように行政放送など、あらゆる機会に案内を行うとともに、紀北健康センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、施設を活用した水泳教室や講座をより一層充実させ、指定管理者と連携し、さらなる魅力向上につなげてまいります。

また、健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深めるため、健康スポーツクラブの講座の充実などにより、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進に努めてまいります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんと特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療に努めてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、特定健診と各種がん検診等のすべての健診を一日で受診できる「みんなでいこか！総合けんしん」についても、引き続き実施してまいります。

また、妊娠中はホルモンバランスなどの影響により、虫歯や歯周病などの歯科疾患の増加が見られることから、今年度より妊婦の方に歯科健診に係る費用の助成を行い、歯科疾患の早期発見・早期治療に努めてまいります。

尾鷲総合病院は、休日・夜間における入院治療を要するような重症救急患者に対する二次救急医療体制として、病院群輪番制病院の役割を担っており、この地域になくてはならない病院であることから、昨年度と今年度の2年間、財政支援を行います。

新型コロナウイルス感染症がいまだ予断を許さない状況にあり、県内においても複数のクラスターが発生するなど、感染者の発生が続いております。

その中で、国の情報に注視しつつ、手洗いやマスクの着用など、基本的な予防対策の徹底を機会あるごとに啓発してまいります。

また、ワクチンにつきましては、関係機関との綿密な調整を行い、国が示すスケジュールに基づき接種するよう万全の準備を進めております。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から三重県が財政運営の責任者となり、県域で事業を進めているものの、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

医療費の適正化に向け、医師会などとの連携の下、疾病重症化予防策を講じ、また、特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてでございます。

農業振興施策では、安定的な利水を確保するため、一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機場などの農業生産基盤について、適切な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、農業生産基盤や生活環境の整備を図るほか、引き続き県営中山間地域総合整備事業の紀北2期地区の事業を実施するほか、中里地区においても、引き続き農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、農業基盤整備を進めてまいります。

また、町内6か所の湛水防除の排水機場については、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などにより適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、人・農地プラン事業による農業者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地の借り手と貸し手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き、猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援員による迅速な対応とともに、獣害防止用の電気柵などの資材費用への助成や鳥獣害防止総合対策事業などの活用により、獣害被害の軽減を図り営農意欲減退の抑止に努めてまいります。

海岸環境整備事業では、和具の浜海水浴場施設の指定管理者と連携し、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利用などによる魅力向上を図り、地域の活性化につなげてまいります。

また、平成29年の台風21号により、のり面が崩壊し、通行止めとなっています黒浜海水浴場への進入路については、崩落箇所上部は令和元年度に県の治山工事にて整備、下部は本町が令和2年度に整備を進めており、今年度より黒浜海水浴場を再開することとしております。

次に、林業振興施策では、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムに対応するため、県、森林組合などと連携し、適切な森林整備の促進を図るための準備作業を進めるとともに、森林環境贈与税を活用し、森林所有者への意向調査や森林境界の明確化などに取り組んでまいります。

また、森林組合おわせなどの林業関係団体と連携し、国、県の補助制度を活用した施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入を促すなど、森林資源の循環利用の促進を図ってまいります。

町有林造成事業では、経営計画に基づく効率的な町有林経営に努めるとともに、森林組合おわせを中心とした民間委託方式により、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図ると共に、町有林のF S Cグループ認証の取得を踏まえ、適切な育林管理に努めてまいります。

さらに、町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕に努めるほか、林道向井山線の橋梁の維持補修事業を継続するとともに、新たに林道野又越線の維持補修事業に着手してまいります。

また、森林組合おわせが管理する林道につきましては、林道安全対策管理助成事業によりまして、維持補修への支援を引き続き実施してまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材について、その販路拡大に向け、関係団体と連携を図り、木材関連産業の活性化に努めると共に、地域産材の利用を促進し、木材関連事業を支援するため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅建築に対する補助を引き続き行ってまいります。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携し、浜の活力再生プランに基づく種苗放流事業など、水産資源の増殖を図るほか、漁業近代化資金、漁業経営維持安定化資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生受入対策など、多方面から地域水産産業を支援してまいります。

また、共同利用施設につきましては、長島港魚市場の浮棧橋の整備、引本港魚市場の養殖配合倉庫の修繕、海野漁港における船舶用台車整備など4か所の修繕等への支援を実施してまいります。

さらに、令和元年に流失した熊野灘の大型浮漁礁につきましては、今年度整備を終える予定であり、引き続き老朽化により更新が必要な別の1基についても、早期の実施を県に対し要望してまいります。

また、県営海女漁業等環境基盤整備事業により、紀伊長島地区、諏訪の浜沖合において藻場造成に引き続き取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

さらに、これらの取組みと連動させ、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めるほか、内水面漁業につきましては、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援してまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、一般社団法人海商をはじめ、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるため、魚食普及や地産地消の取組みを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理事業では、引き続き町内の5つの漁港施設の維持・修繕を行い、適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金に対する利子補給や創業支援制度としての保証料補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、地域の総合的な活性化を推進する取り組みといたしまして、住宅リフォームを促進することにより、住環境を向上するとともに地域経済を活性化するため、住宅リフォームに対する補助を引き続き行ってまいります。

物産振興事業では、地域産品の高付加価値化を進めるために、地域ブランド開発の支援活動の推進を図る一方、物産のPRにも引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の活性化につながることから、選んでいただける返礼品とするために、ブラッシュアップや情報発信等について、講師を招いて事業者勉強会の開催。また、寄附額のコースを増やすなど、多くの皆様からご寄附いただけるよう努めてまいります。

ご寄附いただいた大切な寄附金は、児童・生徒の教育環境の充実等の対策に有効活用させていただき、引き続き適正な制度の運用を行い、ふるさと納税を推進してまいります。

集客対策として、地域振興施設始神テラスへの観光案内人設置の継続や、道の駅紀伊長島マンボウと道の駅海山と連携し集客を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を前提として、観光需要を回復させるため、安全・安心に配慮し、集客の定着を図ってまいります。

同様に、年末きいながしま港市や海・山こだわり市などの物産販売イベントにつきましても、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、国内観光の本格的な回復を見据え、地域に眠る観光資源を磨き

上げ、その価値を深く体験・体感できる滞在型コンテンツを造成し、紀北町を目的地としてもらえるよう、町のさらなる魅力アップを進めてまいります。

町の魅力という点では、昨年度中止となりました、第5回「三重 紀北SEA TO SUMMIT」の開催や、「奇跡の清流銚子川」をはじめとする魅力的な海・山・川の自然環境保全をコンセプトとした自然体験型環境学習、体験型観光をキーワードとして、情報発信に努めてまいります。

さらに、三重県ジャパンエコトラック推進協議会と三重県自転車活用推進計画の活動と自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村の会の取組みとを連携させ、自然体験の促進により地域全体の活性化を推進してまいります。

新たに新しい情報の発信や話題性のあるイベント等によりまして紀北町をPRしていくため、PR用テレビ・ラジオ番組の制作、観光協会への観光振興PR活動事業などに対する支援を引き続き実施してまいります。

また、引き続き地域おこし協力隊により、外部からの視点を取り入れたまちづくりや観光振興などにより地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然とのふれあいや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて生きる力を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より幼児教育の無償化が実施され、引き続き幼稚園教育や一時預かり保育などニーズの多様化に対応し、たくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、生きる力の育成のため、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

政府のGIGAスクール構想に基づき、1人1台パソコン及び高速大容量ネットワーク環境の整備を昨年度実施し、今年度は小・中学校において、パソコンを有効に活用し、今、大

切にされている「誰1人取り残さない教育」を実現するため、学習用ソフト等により、個人の習熟度に合わせたICT教育を実践してまいります。

小学校入学時の新入学用品の現物支給や、要支援者対策といたしまして、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を行い、子育てを応援してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本とし、支援の必要な児童・生徒へ介助教員などの配置を、引き続き実施してまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づきまして、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など、児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、学習指導要領改訂に伴い、生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、令和元年度より小学5・6年生で英語科、小学3・4年生では外国語活動が始まり、今年度は中学校において英語科のデジタル教科書を整備するなど、さらに外国語教育を推進し、ALTも4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置等の諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティースクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することにより、幅広い分野の方々の参画を得ながら学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動を行い、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の強化の下、町全体で子どもを育ていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島地区は、紀伊長島学校給食センターと紀北中学校から、海山地区は海山学校給食センターから、より安全で安心な学校給食の提供を進めてまいります。

生涯学習につきましては、町民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会を充実させていきます。

また、現在、海山図書室の整備を進めており、集いやすく学習しやすい図書室を目指し、施設の利用拡大と図書等の充実を図ってまいります。

青少年の育成では、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長することができるよう、いきいき子ども学園の継続や、子ども会・スポーツ少年団の活動を支援してまいります。

また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、地域全体で子どもたちを守り育てていく環境づくりを目指し、街頭指導やパトロール等を推進するとともに、講演会等を開催してまいります。

生涯スポーツにつきましては、体育協会等の関係団体を支援していくと共に、権兵衛の故郷走ろう大会や町民駅伝大会などの開催、スポーツ体験教室などを合同で開催しスポーツ機会を提供するなど、スポーツの普及のさらなる促進に取り組んでまいります。

また、一人でも多くの子どもたちに、夢を持つ素晴らしさを伝える夢の教室の開催や、全国大会等に出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めるとともに、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援や町長杯スポーツ大会をより一層推進してまいります。

スポーツ交流の推進としては、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、合宿雑誌への広告、合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校・大学などのスポーツ合宿の誘致を進めてまいります。

今年度は、昨年延期されたオリンピック・パラリンピック競技大会が東京を中心に開催される予定であり、聖火は、3月25日に福島県を出発し全国を回り、本町は4月8日に世界遺産熊野古道の馬越峠道で、聖火リレーが行われる予定でございます。

また、第76回国民体育大会三重とこわか国体では、正式競技のソフトボール競技が9月26日から28日までの3日間、赤羽公園野球場と多目的グラウンドで少年女子13チームにより開催されます。

公開競技のグラウンド・ゴルフ競技は、赤羽公園野球場・多目的グラウンド及び赤羽小・中学校運動場にて9月18日土曜日、19日日曜日の2日間で行われ、さらには、10月23日の土曜日、24日の日曜日に、赤羽公園野球場と多目的グラウンドで、第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会のソフトボールが開催されることになっております。

町民の国体及び競技に関する関心を高め、理解を深めると共に、国体開催の機運醸成を図り、おもてなしの心を持って訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会を目指してまいります。

文化・芸術については、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、一流アーティスト等による演奏会、演芸会を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくってまいります。

また、熊野古道の保存会や地元企業と連携し、熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、子ども・若者などの次世代に守り伝えていくため、小・中学校の熊野古道学習へ語り部を派遣し、地域の魅力を提供してまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されており、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により町政の運営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じてまいります。

そして、行政活動の報告や、町民の皆様から意見をお聞きしながら町政の運営を進めるため、平成28年度から設置しております紀北町まちづくり協議会では、現在3期目の委員の皆様による議論が進められております。

令和3年度には委員の皆様との意見交換を引き続き実施し、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、これからのまちづくりを進めてまいります。

また、各種審議会や委員会への女性の参画など、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するほか、女性の方々からのご意見に加え、各種方面の皆様からいただいたご意見、ご要望などを参考として、本町のさらなる発展に向けた取組みを加速してまいります。

このほか、新たに策定いたします第4次紀北町行財政改革大綱に基づき、町民の皆様の参画や協働を重点におき、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

また、幅広い町民の皆様が、簡便かつ正確に本人確認や行政機関等からのサービスを受けることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい、環境づくりを進めてまいります。

さらに、町民の皆様迅速で分かりやすい情報を提供し、住民と行政との協働体制の確立を図るため、広報紙、行政放送番組、ホームページ、フェイスブック等を活用し、さらなる行政情報の発信に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいります。

本町では、今後も人口減少傾向が続くことが想定される中、地域の活性化をより一層進めていく必要があります。空き家バンクの充実を図ると共に、フェイスブック等による情報発

信、都市部で行われる移住フェアへの参加、移住体験施設を備える定住・移住対策のほか、都市部で活躍している様々な知見や人脈、影響力を持った紀北町出身で町に対する想いを抱いている方々や若年層、町、地域の協力体制を確立し、一緒になって町が抱える地域課題の解決を図り、若者のUターンを促進するなど、関係人口の増加と町の活性化につなげてまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和3年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。

本町の高齢化率は45%を超えており、人口もさらに減少することが想定されています。

引き続き、紀北町第2次総合計画の将来像、「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など全てが元気となることを目指し、自然と共生する「安全・安心な暮らし」を基本とし、「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちづくりを進めてまいります。

時代に合わせた変化を重ね、町民の負託にお応えできるよう全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のなお一層のご支援ご指導をお願い申し上げます、施政方針といたします。

以上でございます。

ご清聴ありがとうございました。

瀧本攻議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第2号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで中場幹副町長の退席を求めます。

(中場 幹副町長：退場)

瀧本攻議長

本件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第2号は委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、提案者から提案の理由を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町副町長の相賀258番地4 中場幹氏が、本年3月31日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成29年4月から副町長としてご尽力をいただいております。

つきましては、町政の円滑な運営を図る上で、人格が高潔で識見を有し、町行政にも造詣が深く、職員からの信望も厚い、同氏を引き続き副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

人事案件は以上1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

柴田洋巳です。

ただいまの尾上町長から、中場さんの推薦、推薦というか、再任の理由がありましたけど、本来は、私は町長の次にこの紀北町の重責を担う方ですから、私は所信、何か、自分の抱負とかそういうのを聞いたかったですけども、なかなかそれができないと、そういうことな

んで、町長、今から、私、中場さんに、私の思いを申し上げますので、後で伝えておいてください。それでまた、機会がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

私、中場さんのお父さんもよく知ってますし、それから、経歴書、履歴書を見まして、私が注目したのは、役場在職39年でした。ですね。それで、企画課が。

瀧本攻議長

柴田議員に申し上げます。質疑でございます。質疑をしてください。質疑。

3番 柴田洋巳議員

これは質疑になっていません。

瀧本攻議長

なっていないです。質疑じゃないです。それは討論か何かでやってください。

3番 柴田洋巳議員

ですから。

瀧本攻議長

だから、質疑をしてください。ここがおかしいとか。

3番 柴田洋巳議員

それでは、これもあれかな、これから、少子高齢とか。

瀧本攻議長

だから、質疑をしてください。

3番 柴田洋巳議員

分かんのですよ。私は、それには。

瀧本攻議長

だから、質疑で、疑問に思うことを問うてくださいということわけです。

3番 柴田洋巳議員

それでは、疑問に思うことね。

この私が、議員になってから、重要案件が3つ、1票差で。

瀧本攻議長

いや、これに対する質疑をしてください。過去のことを質疑されても困ります。この案件に、副町長の。

3番 柴田洋巳議員

それでは、あんまり、形式的なこと、これから。

瀧本攻議長

いや、議会は。

3番 柴田洋巳議員

進まないほうがいいと思いますよ。

瀧本攻議長

いや、それは、全協でやってもらわなあかん。これはあきません。

質疑をしてください。

3番 柴田洋巳議員

この前だって、全協で、いや、それは、そういう。

瀧本攻議長

取りあえず。

(「休憩動議」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

休憩動議、賛成の方。

(少数挙手)

瀧本攻議長

賛成、少数やね。

それでは、ここで、議席で休憩。5分間ね。

(午前 11時 23分)

瀧本攻議長

5分と言いましたんですけども、議会を再開いたします。

(午前 11時 24分)

瀧本攻議長

柴田洋巳君、分かりましたか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、先輩方の、議員の方のいろいろアドバイスをいただきました。これは、私の議員としての欠陥というんですかね、そういうことで。

瀧本攻議長

非常に謙虚ですね。謙虚です。

3番 柴田洋巳議員

それで、先ほど言ったように、本来は、やっぱりそういうことを私は議員として、住民の代表として、望んでます。

ですから、それ、議会改革のところでまた発言させていただきたいんですけども。

ただいま、私が、質問をしたことについては、質問を撤回いたします。

それでよろしいですか。

瀧本攻議長

はい、よろしいです。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで質疑を終了します。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第2号 紀北町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

中場幹副町長の入場を許可いたします。

(中場 幹副町長：入場)

瀧本攻議長

ただいま、副町長の選任同意議案が可決されました。

副町長の選任については、議会が同意したときは、議会の申し合せにより、本議会において、ご挨拶をすることになっております。

ここで少し時間をいただき、中場幹副町長にご挨拶をいただきますので、発言を許可します。

中場幹副町長。

中場幹副町長

皆さん、おはようございます。

ただいま、議員の皆様にご同意をいただき、本年4月1日から引き続き、副町長をさせていただくことになりました。ご同意を賜り、誠にありがとうございます。

私は、もとより浅学非才の身でございます。尾上町長を補佐し、議員の皆様、町民の皆様にご指導をいただきながら、「みんなが元気！紀北町」の実現に向け、誠心誠意努める所存でございます。

引き続き、議員の皆様、町民の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

瀧本攻議長

ちょっと時間が半端になったんですけども、1時まで休憩といたします。

(午前 11時 29分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午後 1時 00分)

日程第7～日程第28

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第7 議案第3号から、日程第28 議案第24号までの22件の議案については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して、説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案22件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆様、先ほどの副町長の人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、引き続きまして、各議員の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例であります。犯罪被害者等が受けた被害の回復、またはは軽減及び生活の再建に向けた取組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することに伴い、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町臨時駐車場条例であります。権兵衛の里駐車場及び魚飛溪駐車場を夏季期間に有料駐車場とすることに伴い、設置及び管理に関し必要な事項を定めることから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員の期末手当の算定基準の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。納税者等の利便性及び事務手続を向上させるため、催促手数料の徴収を撤廃することから、本条例の一部を改正する

必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行並びに納付者等の利便性及び事務手続を向上させるための催促手数料の徴収を撤廃することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。納付者等の利便性及び事務手続を向上させるため、催促手数料の徴収を撤廃することから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例であります。紀北町臨時駐車場条例の制定に伴い、紀北町森林公園オートキャンプ場駐車場の料金を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。紀北町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、犯罪被害者等に対し居住の安定を支援することから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例であります。紀北町町民センターを廃止することに伴い、本条例を廃止する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例であります。紀北町老人福祉センターを廃止することに伴い、本条例を廃止する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和元年度分）であります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）であります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の

工程の精査に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,796万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,683万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,700万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億560万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,738万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ98億5,382万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,378万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億9,906万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,911万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を3億9,557万3,000円、支出では水道事業費用を3億

8,632万5,000円に、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を1億7,566万4,000円、支出では資本的支出を3億2,331万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、22件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。

議案第6号、7号、8号提案説明の中で、「督促手数料」と読むべきところを、「催促手数料」と読み間違えました。訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第3号についての内容説明を求めます。

岩見建志危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

それでは、議案第3号についてご説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例

紀北町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建に向けた取組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することに伴い、犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることから、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

国におきましては、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、施策の基本理念を定め、国

や国民の責務を明らかにした犯罪被害者基本法が平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行されています。

また、三重県においても、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、平成31年4月1日に三重県犯罪被害者等支援条例が制定されています。

それでは、今回制定する条例の内容について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

本条例は、本則全12条と附則で構成されています。

第1条では、本条例制定の目的が規定され、町、町民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・生活の再建に対する支援、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的としています。

第2条では、本条例の用語について定義しています。

第3条では、基本理念を定めております。これは、犯罪被害者等の支援を推進するに当たり、基本的な考え方を支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めるもので、三重県が実施した犯罪被害者等に対するアンケート結果によりますと、事件後、マスコミの取材が殺到し、生活に支障が出たり、好奇の目にさらされ被害者の人権が侵害されるなど、尊厳を踏みにじられている現状があるため、この規定により犯罪被害者等の尊厳を守るために意義があると考えております。

5ページをお願いいたします。

第4条、第5条では、町の責務、町民等及び事業者等の責務についての規定でございます。

町の責務としましては、犯罪被害者等支援についての理解を深めるための広報活動。犯罪被害者等が役場に相談に訪れた際の支援体制の構築。支援金の給付。

町民など及び事業者等に対しましては、二次被害が生じることのないように犯罪被害者等に対する理解を深め、寄り添う行動を心がけていただくことや就労及び勤務に関する配慮をお願いすることを定めています。

次に、第6条、第7条では、日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようになるため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供や相談業務・情報の提供・助言を行う窓口設置を定めております。

第8条では、犯罪被害者等が平穏な日常生活を再開することができるように、申請に基づき支援金を支払うことを定めています。

第9条では、居住の安定策として、従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対し、町営住宅への入居に関し特別な配慮を行うことを定めています。

次に、第10条は、町民等の理解の促進について、町は広報啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況について、町民等や事業者等の理解を深めることや二次被害及び再被害の防止に関して理解を深めるために必要な施策を講じることを定めています。

6ページをお願いいたします。

第11条では、町の個人情報の適切な管理について定めています。

第12条では、支援の制限について定めています。

次に、本条例の適用につきましては、附則により令和3年4月1日から適用されることと
なっております。

議案第3号の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案4号についての内容説明を求めます。

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

それでは、議案第4号紀北町臨時駐車場条例についてご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町臨時駐車場条例

紀北町臨時駐車場条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

権兵衛の里駐車場及び魚飛溪駐車場を夏季期間に有料駐車場とすることに伴い、設置及び管理に関し必要な事項を定めることから、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

条例の内容説明をする前に、条例を制定するに至りました経緯についてご説明いたします。

銚子川では、これまでも夏場を中心に、多くの来訪者がありましたが、特にマスメディアに取り上げられてからは、より多くの方が訪れるようになったことに伴いまして、路上駐車やごみ問題などが顕著となってまいりました。

その対策といたしまして、仮設ごみ集積場所の設置とごみ回収、魚飛溪谷等の路上駐車対

策としての警備員配置などを行ってまいりましたが、その費用が相当な額になってまいりました。

当然のことながら、銚子川へ訪れる方による地域経済への波及効果はあると思われませんが、これらの費用についての一部を、利用者にご負担いただきたいとの考えから、今般、駐車場の有料化に踏み切ったものでございます。

そのような経緯によりまして、今年の夏季シーズンに向けて法整備を図るために、本定例会に議案を上程いたしました。

それでは、条例の内容説明をいたします。8ページをご覧ください。

紀北町臨時駐車場条例は、第1条、目的から、第11条、委任まで合計11条で構成されています。

第1条は、目的です。

一般公共の用に供するため臨時に設置する有料駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的としています。

第2条は、名称及び位置です。

有料駐車場は、2か所予定しておりまして、紀北町便ノ山1075番地の権兵衛の里駐車場とキャンプ i n n海山方面の横山橋近くの紀北町小山浦1028番地1の魚飛溪駐車場でございます。

第3条は、有料として開設する期間及び供用時間です。

有料駐車場とする期間は、7月1日から8月31日まででございます。第2項は供用時間で、権兵衛の里駐車場は、午前8時から午後6時まで、魚飛溪駐車場は、午前8時から午後4時までといたしております。開設する期間・供用時間については、いずれも、町長が必要と認めるときは変更できることとしています。

第4条は、駐車できる自動車です。

権兵衛の里駐車場は、大型自動車、中型自動車、普通自動車といたしました。

魚飛溪駐車場は、普通自動車としています。また、「町長が必要と認めるときは、この限りでない。」と規定しています。

第5条は、利用の許可です。

第6条は、使用料です。

駐車場の利用者から、使用料をいただく旨の規定でございます。

条文中、「別表に定める使用料を納付しなければならない」の別表ですが、議案書10ペー

ジに記載しています。

10ページをご覧ください。

別表ですが、大型自動車が1台1回当たり2,000円、中型自動車・普通自動車は1,000円と
しています。

9ページにお戻りください。

9ページ1行目の第2項ですが、使用料は、基本的には、還付しない旨を規定しています。
第7条は、使用料の免除です。

使用料を免除できる場合として、第1号では、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自
動車で、具体的には消防自動車、救急自動車などがございます。

第2号では、火災などの救助活動その他の緊急を要する公務に使用する自動車をいいます。
第3号では、ずんべら亭利用者を含む権兵衛の里入園者の自動車については、1時間以内の
駐車については、免除する旨でございます。

第4号では、町長が免除することが必要と認めた場合についての規定でございます。

第8条は、駐車拒否です。

駐車拒否ができる場合ですが、安全性が脅かされる場合、または、おそれがある場合など
は、駐車をお断りできる旨を規定しています。

第9条は、禁止行為です。

第1号から第6号まで挙げています。

他の自動車の駐車に対する妨害行為、駐車場の目的外利用、焚き火などの危険な行為、周
囲の人への迷惑行為等を規定しています。

第2項は、禁止行為をした者に退去を命じることをできる旨を規定しています。

第10条は、損害賠償の義務です。

故意又は過失により、駐車場の施設、附属設備、器具等を損傷し、もしくは汚損し、又は
滅失した者は、その損害を賠償しなければならないことなどを規定しています。

11ページをご覧ください。

第11条は、委任です。

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしています。

附則は、施行日についての規定です。

この条例は公布の日から施行するものといたしました。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

それでは、議案第5号について説明させていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の算定基準の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の改正でございますが、6月と12月に支給されます期末手当の算定につきましては、期末手当基礎額に支給割合と在職割合をそれぞれ乗じて算定することになっており、それぞれに基準が定められてきます。これらのうち、現在の期末手当基礎額について、パートタイム会計年度任用職員は、期末手当支給基準日である6月1日と12月1日のそれぞれ前6か月の報酬の平均とした額を基礎額とするとなっておりますが、一般職などのパートタイム会計年度任用職員以外の職員では、基準日現在の給料や報酬が期末手当基礎額となっており、算定基準に違いが生じております。

また、パートタイム会計年度任用職員の報酬につきましては、1年間支障なく勤務した職員は翌年の4月1日に昇給することになっており、昇給後の報酬を基準日の基礎額とするため、パートタイム会計年度任用職員以外の職員と同様の扱いといたしたく、今回見直しをしようとするものでございます。

12ページをお願いいたします。

これは、条例改正の改正文でございます。

改正内容につきましては、13ページの新旧対照表で説明いたします。13ページをお願いいたします。

右が改正前、左が改正後、下線部分が変更箇所となっております。

改正前では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額について、基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均としています。

これを、改正後では、期末手当基礎額を規則で定めることとし、その規則については、基準日現在において支給される報酬月額相当額とする予定であり、4月1日付で規則改正をすることとしております。

これにより、6月支給の期末手当は、期末手当基礎額の算定について、昇給前の報酬4か月分と昇給後の報酬2か月分の計6か月分を1月当たりに平均した報酬月額から、基準日の6月1日現在の昇給後の報酬月額になることから、期末手当の支給額についても若干の増加が見込まれることとなります。

ここで12ページにお戻りください。

本条例の施行につきましては、附則により、令和3年4月1日からとなっており、令和3年6月の期末手当の支給から対象とすることとなります。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

それでは、議案第6号について、ご説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。

議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

納税者等の利便性及び事務手続を向上させるため、督促手数料の徴収を撤廃することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

令和3年度より町税のコンビニ納付サービスの開始に伴い、督促手数料の撤廃を行うもの

でございます。

現状の督促手数料は、督促状を送付した際に40円の手数料を徴収することとなります。年度当初、最初に送付しました納付書を使用して、指定金融機関で支払を行う場合において、その納付書の納期が過ぎていた場合は、金融機関の窓口職員が督促手数料を加えて、徴収していただいております。

コンビニ納付の場合やスマートフォンからの支払いの場合は、バーコードでの読み取りとなり、年度当初に送付した納付書での督促手数料の徴収はできません。

このため、督促手数料の未徴収による過誤納付や督促手数料を記入した納付書を改めて作成し、再送付を行う等の必要が生じ、事務量や費用対効果を総合的に判断した結果の条例改正となります。

それでは、新旧対照表の16ページをご覧くださいと思います。

第21条の督促手数料につきまして、第21条「徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、40円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」を「町税の督促手数料は、徴収しない。」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和3年6月1日から、「この条例の施行の日以後に発した督促状について適用し、同日前に発した督促状については、なお従前の例による。」経過措置を設けてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく、お願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案7号及び議案第8号についての内容説明を求めます。

上村毅住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

提案理由

新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行並びに納付者等の利便性及び事務手続を向上させるための督促手数料の徴収を撤廃することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため。

この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては、新型インフルエンザ等対策措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の引用元の法令改正に伴う条例改正と国民健康保険料のコンビニ納付サービスの開始に伴い、督促手数料の徴収を撤廃するものでございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、新型インフルエンザ等対策措置法の一部改正に伴う、条例改正についてでございますが、改正条文につきましては、19ページの新旧対照表をお願いいたします。

変更箇所は、附則第11条の下線部分のとおりでございます。

改正内容ですが、国民健康保険の制度内容については変更はなく、新型インフルエンザ等対策措置法の一部改正に伴う、新型コロナウイルス感染症の引用元の法令変更に伴う改正内容となっております。

18ページをお願いいたします。

第1条が改正文でございます。

この改正は、19ページ下段附則第1項のとおり、公布の日から施行するものでございます。

次に督促手数料の徴収を撤廃する改正内容についてでございます。

税務課と同様の改正内容となりますが、国民健康保険料のコンビニ納付サービスの開始に伴い、督促手数料の撤廃を行うものでございます。

現状の督促手数料は、督促状を送付した際に40円の督促手数料を徴収することとなります。年度当初に送付した納付書を使用して、指定金融機関で支払いを行う場合、その納付書の納期が過ぎていた場合には金融機関の窓口職員が督促手数料を加えて、徴収していただいております。

コンビニ納付の場合や、スマートフォン決済の支払いの場合はバーコードでの読み取りになり、年度当初に送付した納付書での督促手数料の徴収ができなくなります。

このため、督促手数料の未徴収による過誤納付や督促手数料を記入した納付書を改めて作成し、再送付を行うなどの必要が生じ、事務量や費用的効果を総合的に判断した結果の条例

改正となります。

改正条文につきましては、20ページの新旧対照表をお願いいたします。

督促手数料1通につき40円の徴収を、徴収しないに改正するものです。

18ページをお願いいたします。

第2条が改正文でございます。

この改正は、19ページ下段、附則第1項、第2項のとおり、令和3年4月1日から施行し、令和2年度までの保険料は、従前のとおりとするものです。

上村毅住民課長

続きまして、議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

紀北町後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀北町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

納付者などの利便性及び事務手続を向上させるため、督促手数料の徴収を撤廃することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

23ページの新旧対照表をお願いいたします。

国民健康保険と同様に、督促手数料1通につき40円の徴収を、徴収しないに改正するものです。

22ページをお願いいたします。

第5条が改正文でございます。

この改正は、附則のとおり、令和3年4月1日から適用し、令和2年度までの保険料は、従前のとおりとするものでございます。

以上で改正内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案9号についての内容説明を求めます。

玉津裕一商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

それでは、議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

紀北町森林公園オートキャンプ場条例（平成18年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町臨時駐車場条例の制定に伴い、紀北町森林公園オートキャンプ場駐車場の料金を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容の説明ですが、新旧対照表でご説明いたします。

26ページをお願いいたします。

左側が新、右側が旧でございます。

表中、右側の「備考欄」へ記載しておりますが、キャンプ場では、宿泊者については、1サイトについて車1台は無料になっております。

表中、真ん中の「基本料」は、2台目以降の駐車料金のことで、現在、「1台当たり500円」でございますが、改正後は「1台当たり1,000円以内」とするものでございます。

25ページへお戻りください。

附則は、施行日についての規定で、令和3年4月1日から施行するをいたしております。

以上で説明は終わります。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第10号及び議案第11号についての内容説明を求めます。

宮原俊也建設課長。

宮原俊也建設課長

それでは、議案第10号について、ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年紀北町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。改正文でございます。

道路構造令の改正によりまして、構造令第41条が第42条と条ずれが生じたので、本条例で引用しております第5条第7項等で、第41条を第42条と改めるものでございます。

また、附則により、本条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

次のページは、新旧対照表でございます。

旧条文の第41条を新条文で第42条と改めてございます。

宮原俊也建設課長

続きまして、議案第11号をご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、犯罪被害者等に対し、居住の安定を支援することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

さきの議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例の第9条におきまして、犯罪被害者等に対し、町営住宅への入居における特別な配慮等必要な支援を行うものとしていることから本条例の一部を改正し、必要な支援が行えるようにしようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正文でございます。

この附則により、施行は、令和3年4月1日からとしております。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表で、左の新条文をご覧ください。

第9条第4項につきましては、入居者の選考において、優先的に入居を決定することができる規定でございますが、第3号に「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等」を追加することにより、犯罪被害者等の優先入居を可能とするものでございます。

また、この追加により既存の第3号を第4号にするものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第12号について、ご説明いたします。

議案書の33ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例

紀北町町民センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町町民センターを廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたためでございます。

県道須賀利港相賀停車場線の相賀橋の架け替えに伴い、町民センターが仮設道路がかかるため、建物を取り壊したことから、条例を廃止するものでございます。

34ページをご覧ください、

この条例の施行日は、公布の日からとしてございます。

説明は、以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第13号について、ご説明させていただきます。議案書35ページをご覧ください。

さい。

議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例

紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町老人福祉センターを廃止することに伴い、本条例を廃止する必要が生じたためであります。

紀北町老人福祉センターは、紀北町社会福祉協議会海山支所として、高齢者が健康で明るく生きがいのある生活の推進を図るため、様々な活動を行ってきましたが、紀北町社会福祉協議会海山支所の移転に伴い本条例を廃止するものでございます。

36ページは附則でございますが、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

ここで休憩をとります。

2時5分まで。

(午後 1時 48分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので議会を再開いたします。

(午後 2時 05分)

瀧本攻議長

次に、議案第14号及び議案第15号についての内容の説明を求めます。

宮本忠宜農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いします。

議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
(令和元年度分)

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業
(令和元年度分)

2 契約の方法 随意契約

3 契約の金額 (変更前) 5億6,294万4,000円
(変更後) 5億5,058万4,000円

4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の変更委託事業契約につきましては、令和元年度分の予算を令和2年度に繰り越し、令和2年度に工事を実施しました事業について、事業の精算に伴い、矢口漁港海岸において、事業費及び事務費に不用額が生じたため、三重県との委託契約を1,236万円減額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書38ページの資料1をお願いします

資料1につきましては、令和元年度分の三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和元年度分における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、三浦漁港海岸では、変更前、変更後ともに事業費が5,050万円、

事務費が151万5,000円、計として5,201万5,000円に変更はございません。

矢口漁港海岸では、変更前が事業費4億9,604万8,000円、事務費が1,488万1,000円、計で5億1,092万9,000円、変更後が事業費4億8,404万8,000円、事務費が1,452万1,000円、計で4億9,856万9,000円となり、事業費で1,200万円、事務費で36万円、計で1,236万円の減額となります。

三浦漁港海岸と矢口漁港海岸を合計した、三重県との委託契約額といたしましては、変更前が5億6,294万4,000円、変更後が5億5,058万4,000円となり、比較増減といたしましては、1,236万円の減額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費であり、三重県との委託契約に係る部分の事業費の内訳でございます。

まず、令和元年度分の三浦漁港海岸分につきましては、農山漁村地域整備交付金として、堤防付帯工で、変更前、変更後ともに5,050万円で事業費に変更はございません。

次に、令和元年度分の矢口漁港海岸につきましては、補助金事業、交付金事業及び町単事業と3つの事業で実施しております。補助金とありますのは、漁港機能増進事業補助金に係るもので、交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金を活用したものとございます。町単とありますものは、合併特例債を活用した町単独事業に係るものとございます。

まず、漁港機能増進事業補助金を活用した補助金事業につきましては、堤防工一式として、変更前、変更後ともに6,493万円、陸閘工一式として、変更前、変更後ともに1億円、水門工一式として、変更前、変更後ともに1億円で変更はございません。

次に、農山漁村地域整備交付金を活用した交付金事業につきましても、変更前、変更後ともに8,111万8,000円に変更はございません。

町単事業で施工します堤防工につきましては、工事の精算により、変更前1億5,000万円、変更後1億3,800万円となり、1,200万円の減額でございます。

矢口漁港海岸における県への委託分の計といたしましては、変更前が4億9,604万8,000円、変更後が4億8,404万8,000円となり、1,200万円の減額でございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、令和元年6月21日から令和3年3月31日までに変更はございません。

続きまして議案書39ページ、資料2をお願いします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。

平成30年度以前の施行部分を黄色、令和元年度の施行部分を赤色、令和2年度以降の施行部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金で施工しますA区間と、町単独事業で施工しますB区間に大きく分けて事業を実施しております。

また、事業の精算に伴い、変更となった施行延長等を赤色で表示するとともに、変更前を括弧書きで表示しております。

国の交付金事業で施工しますA区間の中の、①の令和元年度分につきましては、堤防工、変更前85mが79.4mの施工となります。また、陸閘工一式のうちの階段工が翌年度以降の施工となりますので、一式と表示しております。

次に、補助金事業と町単独事業で施工しますB区間の中の、②の令和元年度分につきましては、まず、堤防工を変更前60mを予定しておりましたが、既設の堤防部分のみの施工となったため、一式と表示しております。翌年度以降に波返し等の堤防工を実施する予定でございます。次に、水門工につきましても、巻上機等の設置が翌年度以降となったため、一式としております。次に階段工につきましても、翌年度以降に施工する予定でございます。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の、③の令和元年度分につきましては、堤防基礎工145mの施工となります。

続きまして、議案書40ページ、資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に平成30年度までの以前の施行部分を黄色、令和元年度の施行部分を赤色で表示しております。国の交付金事業で施工しますA区間にある令和元年度分施工分の①の堤防工79.4mに係る施工箇所の堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、議案書41ページ、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、A区間にある令和元年度施工分の①の陸閘工一式に係る陸閘工全体配置図でございます。

続きまして、議案書42ページ、資料5をお願いいたします。

資料5につきましては、B区間にある令和元年度施工分の②の水門工一式に係る水門工の全体配置図でございます。

続きまして、議案書43ページ、資料6ページをお願いいたします。

資料6につきましては、町単独事業で施工します、B区間にある令和元年度施工分の③の

堤防基礎工145mに係る堤防の標準断面図でございます。

議案第14号についての説明は以上でございます。

宮本忠宜農林水産課長

続きまして、議案第15号についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
(令和2年度分)

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業
(令和2年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 (変更前) 2億7,707万円
(変更後) 2億4,359万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の工程の精査に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の変更委託事業契約につきましては、本年度で事業が完了いたします、三浦漁港海岸分を除く、矢口漁港海岸分において、翌年度に繰越しするとともに、国の農山漁村地域整備交付金を活用した事業分及び町単独事業分の事業費及び事務費について、工程等の精査をするに当たり、三重県との委託契約を3,347万5,000円減額し変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。議案書45ページ、資料1をお願いいたしま

す。

資料1につきましては、令和2年度分の三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和2年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、三浦漁港海岸では、変更前、変更後ともに事業費が1,650万円、事務費が49万5,000円、計として1,699万5,000円に変更はございません。

矢口漁港海岸では、変更前が事業費2億5,250万円、事務費が757万5,000円、計で2億6,007万5,000円、変更後が事業費2億2,000万円、事務費が660万円、計で2億2,660万円となり、事業費で3,250万円、事務費で97万5,000円、計で3,347万5,000円の減額となります。

三浦漁港海岸と矢口漁港海岸を合計しました、三重県との委託契約額といたしましては、変更前が2億7,707万円、変更後が2億4,359万5,000円となり、比較増減といたしましては、3,347万5,000円の減額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いいたします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費に、三重県との委託契約に係る部分以外の事業も含めた事業費の内訳でございます。

まず、令和2年度分の三浦漁港海岸分につきましては、農山漁村地域整備交付金として、堤防付帯工で、変更前、変更後ともに1,650万円に事業費に変更はなく、令和2年度をもって事業が完了いたします。

次に、令和2年度分の矢口漁港海岸につきましては、工程等の精査により、交付金事業堤防工一式として、変更前1億3,050万円から変更後1億3,000万円の50万円の減額、交付金事業陸間工一式として、変更前2,200万円から変更後0円と2,200万円の減額、町単事業では、堤防工一式として、変更前1億円から変更後9,000万円に1,000万円の減額となり、県への委託分では、変更前2億5,250万円から変更後2億2,000万円と3,250万円の減額となります。

次に、町で実施する予定でありました、交付金事業分の用地費一式、200万円、補償費一式100万円をともに減額し、翌年度に改めて予算化をお願いし、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、施行期間でございますが、矢口漁港海岸分を翌年度に繰越しすることとなりましたことから、令和4年3月31日までとするものでございます。

続きまして議案書46ページ、資料2をお願いいたします。

資料2につきましては、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。

令和元年度以前の施行部分を黄色、令和2年度の施行部分を赤色、令和3年度以降の施行部分を緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、国の交付金事業で施工しますA区間と、町単独事業で施工しますB区間に大きく分けて事業を実施しております。

また、工程等の精査により、事業費と施行延長等が変更となりますことから、施行延長等を赤色で表示するとともに、変更前を括弧書きで表示しております。

令和2年度分の国の交付金事業で施工しますA区間の中の、①の堤防基礎工につきましては、変更前200mが159mの施工となります。また、②の堤防工につきましては、変更前60mが19mの施工となります。さらに、③の陸開工につきましては、変更前陸開1基を予定しておりましたが、令和3年度以降の施工とするものでございます。

次に、町単独事業で施工しますB区間の中の、④の堤防工につきましては、変更前30mを変更後46mに、次に⑤の堤防工につきましては、変更前120mを変更後47mとし、事業を翌年度に繰越しし、工事を実施するものでございます。

続きまして、議案書47ページ、資料3をお願いします。

資料3につきましては、先ほどの全体平面図と同様に令和元年度までの以前の施行部分を黄色、令和2年度の施行部分を赤色、令和3年度以降の施行部分を緑色で表示しております。国の交付金で施工しますA区間にある令和2年度分施工分の①の堤防基礎工200mを159mに変更します施工箇所の堤防標準断面図となっております。

続きまして、議案書48ページ、資料4をお願いいたします。

資料4につきましては、国の交付金事業で施工するA区間にある令和2年度施工分の②の堤防工60mを19mに変更します施行箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書49ページ、資料5をお願いいたします。

資料5につきましては、町単独事業で施工しますB区間にある令和2年度施工分の④堤防工30mを46mに変更します施行箇所の堤防標準断面図でございます。

続きまして、議案書50ページ、資料6をお願いいたします。

資料6につきましては、町単独事業で施工するB区間にある令和2年度施工分の⑤の堤防工120mを47mに変更します施工箇所の堤防標準断面図でございます。

議案第15号についての説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,796万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億3,683万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が民生費で1件、衛生費で1件、農林水産業費で6件、土木費で3件、合計11件、9,618万8,000円を、変更が、海岸保全施設整備事業で1,030万円増額し2億2,660万円を令和3年度に繰り越ししようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正であります。

追加が、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業で限度額が680万円と減収補てん債4,039万1,000円、変更が過疎対策事業を4億2,150万円から3億9,640万円に、合併特例事業を1億5,890万円から1億3,750万円に、緊急防災・減災事業を8億8,830万円から8億4,880万円に、

緊急自然災害防止対策事業を1,200万円から1,300万円に、緊急浚渫推進事業を3,050万円から1,620万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は426万2,000円の増額で、老人ホーム入所負担金の増額などがございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料は881万1,000円の減額で、温泉施設使用料の減額などがございます。

第7目・教育使用料は2,250万3,000円の減額で、健康増進施設使用料の減額でございます。

10ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は、5,904万8,000円の減額で、主に、障害者自立支援給付費負担金2,347万2,000円と子どものための教育・保育給付費負担金の園児数の減や公定価格の改定などによる2,717万円の減額などで実績見込みによるものでございます。

第2目・衛生費負担金は、20万円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込みによるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1,572万8,000円の減額で、特別定額給付金給付事業費補助金1,360万円の減額などの実績見込みなどによるものでございます。

第2目・民生費補助金は657万円の減額で、障害者地域生活支援事業費補助金415万2,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

11ページをご覧ください。

第3目・衛生費補助金は366万2,000円の減額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金218万6,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は1,275万円の減額で、海岸保全施設整備事業費補助金の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は807万円の減額で、社会資本整備総合交付金の精算見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は378万円の減額で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金336万1,000円の減額など、精算などによるものでございます。

12ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第2目・民生費負担金は3,164万円の減額で、障害者介護給付費負担金1,067万4,000円や施設型給付費・地域型保育給付費負担金の、園児数の減や公定価格の改定などによる1,358万5,000円の減額などで実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費負担金は、10万円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込によるものでございます。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は231万6,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金207万4,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は11万円の減額で、特定不妊治療費補助金8万5,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は128万3,000円の増額で、団体営ため池等整備事業費補助金1,000万円の増額や、みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠527万7,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は292万6,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金266万円の減額など、実績によるものでございます。

第8目・教育費補助金は188万3,000円の減額で、国体競技別リハーサル大会補助金130万円の減額など、実績などによるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は793万8,000円の減額で、林道災害復旧事業費補助金の確定によるものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・委託金、第6目・土木費委託金は788万円の減額で、海岸及び港湾の清掃委託金の実績によるものでございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、9万4,000円の増額で、農林水産課所管の町有地貸付収入の実績によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は1万9,000円の増額で、基金運用利息の実績によるものでございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は、194万3,000円の増額で、普通財産売払収入136万円の増額などで、実績によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第16款、第1項とともに寄附金、第4目・農林水産業寄附金は5万円の減額で、事業費の確定による減額でございます。

第9目・一般寄附金は313万8,000円の増額で、4件の寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、2億4,577万9,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするものでございます。

16ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は、1,267万7,000円の減額で、基金充当事業の精算見込みなどによるものでございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は369万5,000円の増額で、地域支援事業受託事業収入367万2,000円の増額など、実績などによるものでございます。

17ページをご覧ください。

第3目・農林水産業費受託事業収入は484万8,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は、127万2,000円の減額で、主に、令和元年度の台風による建物被害などによる町有財産建物災害共済保険金74万8,000円の増額と、健康増進施設事業分担金120万円の減額などで、実績見込みなどによるものでございます。

18ページをご覧ください。

第20款及び第1項とともに町債、第4目・農林水産業債は1,490万円の減額で、農業債が580万円の増額で、農地中間管理機構関連農地整備事業債、補正分680万円の増額など、水産業債が2,070万円の減額で、海岸保全施設整備事業債の減額で、精算見込みなどによるものでございます。

第6目・土木債は3,600万円の減額で、道路橋りょう債1,470万円の減額は、町道整備事業など18事業の精算見込みなどによるものでございます。

19ページをご覧ください。

河川施設債2,130万円の減額は、大船川河川維持補修事業債1,130万円の減額など、精算見込みなどによるものでございます。

第7目・消防債は4,090万円の減額で、防災行政無線整備事業債3,940万円の減額など、精算見込みなどによるものでございます。

第8目・教育債は70万円の減額で、スクールバス整備事業債の精算によるものでございま

す。

第12目・減収補てん債4039万1,000円の増額で、新型コロナウイルスによる地方消費税交付金などの減収分の補てんとして、新たに計上するものでございます。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は266万5,000円の減額で、議会活動及び議会事務局運営事業の精算見込みによるものなどでございます。

21ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は277万6,000円の減額で、マイナンバーカード普及事業217万6,000円の減額など、精算見込みによるものなどでございます。

第2目・文書広報費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正によるものなどでございます。

この後からは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正」は「臨時交付金への財源更正」と説明させていただきます。

第5目・財産管理費は208万8,000円の減額で、主に、庁舎管理事業630万円の減額は警備業務委託費の実績など、町有財産管理事業225万4,000円の増額は、町民センターの補助金返還額の確定など、基金管理事業694万4,000円の増額は、地域づくり事業基金などへの積立でございます。

22ページをご覧ください。

第6目・企画費は356万6,000円の減額で、主に、ふるさと寄附金推進事業246万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は550万円の減額で、海山総合支所管理事業の警備業務委託費の実績などによるものでございます。

第12目・諸費は2,174万9,000円の減額で、主に、1人10万円を給付した特別定額給付金事業1,974万9,000円の減額で、実績によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第13目・地域振興費は70万円の減額で、地域活性化事業は臨時交付金への財源更正で、地域活性化事業（地方創生臨時交付金）70万円の減額は、実績によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第7目・税務総務費223万1,000円の減額は人件費の実績見込みによるものでございます。

第2目・賦課徴収費は、臨時交付金の財源更正であります。県委託金の県民税徴収取扱委託金を財源に充てておりましたので、国県支出金欄は同額の増減であることから0円の表示となっております。

25ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、376万8,000円の減額で、主に、国民健康保険事業特別会計操出金288万円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は、4,751万1,000円の減額で、主に、障害者介護・訓練等給付事業3,851万2,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は2,705万円の減額で、主に、老人福祉施設措置事業1,683万3,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は125万8,000円の減額で、主に会計年度任用職員人件費80万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は317万3,000円の減額で、放課後児童クラブ対策事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・保育所費は4,891万9,000円の減額で、主に、児童保育事業4,932万7,000円の減額で、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は1,630万6,000円の減額で、主に、児童手当等支給事業1,078万1,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は519万1,000円の減額は、人件費の精算見込みによるものでございます。

第2目・予防費は122万円の減額で、主に、母子健診事業100万9,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。また、予防接種事業35万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもので、12月補正の電算システム改修費の減額や、医療従事者のワ

クチン接種費や事務経費の増額などによるものでございます。

第3目・環境衛生費は192万8,000円の減額で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は臨時交付金への財源更正でございます。

31ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は580万4,000円の増額で、主に、農地中間管理機構関連農地整備事業680万4,000円の増額で、県の事業費の増加に伴う負担金の増額でございます。

第5目・農地費は866万8,000円の増額で、主に、一般土地改良事業958万7,000円の増額で、ため池の耐震診断調査費の新たな計上によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は145万6,000円の減額で、会計年度任用職員人件費の実績見込みによるものでございます。

第2目・林業振興費は727万3,000円の減額で、主に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業574万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費1,267万5,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

33ページをご覧ください。

第5目・分収造林費484万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

34ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は19万円の減額で、水産総合企画事業の実績によるものでございます。

第2目・水産業振興費は393万4,000円の減額で、主に、藻場再生事業190万6,000円の減額で、実績によるものでございます。

第3目・漁港管理費は3,777万5,000円の減額は、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

35ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費1,836万2,000円の減額で、主に、緊急事態宣言時に感染防止のため休業したが、三重県の休業協力金の対象外となった釣り船事業者等に同額を支援する新型コロナウイルス感染症対策特別支援金事業975万円の減額で、

実績によるものでございます。

第2目・商工振興費222万円の減額は、主に、物産振興事業185万5,000円の減額で、実績によるものでございます。

第3目・観光費は2,875万4,000円の減額で、観光活性化事業940万円の減額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止した燈籠祭等への補助金の減額で、36ページをご覧ください。

新型コロナウイルスによる観光客の減少により大きな影響を受けた宿泊事業者を支援するため実施した県民誘客促進事業1,230万円の減額は、実績によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は76万4,000円の減額で、道路台帳修正業務委託事業の実績によるもので、人件費は、町営住宅使用料の充当額の変更による財源更正でございます。

38ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は412万3,000円の減額で、主に、町道道路維持補修事業、橋りょう維持補修事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1,854万円の減額で、町道道路改良事業の町単分など、事業の精算見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は511万8,000円の減額で、主に、海岸環境清掃業務委託事業426万5,000円の減額で、実績によるものでございます。

第2目・河川施設費1,410万2,000円の減額は、河川改修費の精算見込みによるものでございます。

第3目・砂防費400万円の増額は、県の事業費の増額による負担金の増額によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費361万5,000円の減額は、港湾環境清掃業務委託事業の実績によるものでございます。

第2目・港湾施設費175万円の減額は、港湾施設整備事業負担金の実績によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第5項・都市公園費、第2目・公園費は70万6,000円の減額で、公園管理事業の実績によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は747万9,000円の減額で、主に木造住宅耐震補強事業779万3,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費474万6,000円の減額は、三重紀北消防組合負担金の確定によるものでございます。

第2目・非常備消防費193万8,000円の減額は、主に、消防出初式執行事業122万6,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止したことによるものでございます。

第3目・消防施設費67万4,000円の減額は、小型動力ポンプ付き積載車購入費の精算によるものでございます。

第5目・災害対策費は5,356万4,000円の減額で、主に、防災行政無線整備事業4,501万4,000円の減額で、戸別受信機配布手数料等の精算見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費67万9,000円の減額は、スクールバス購入費の精算によるものでございます。

第3目・教育振興費1,795万8,000円の減額は、主に、新型コロナウイルス対策G I G Aスクール構想事業1,043万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第4目・奨学費は528万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

45ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1,117万4,000円の減額で、主に小学校学校コンピュータ整備事業501万8,000円の減額で、実績見込みによるものと臨時交付金への財源更正でございます。

第2目・教育振興費は221万6,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

46ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は328万7,000円の減額で、中学校教育コンピュータ整備事業の実績見込みによるものと臨時交付金の財源更正でございます。

第2目・教育振興費は216万4,000円の減額で、要保護及び準要保護生徒就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

47ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費は340万2,000円の減額で、用地購入費の精算などによるものでございます。

48ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は427万2,000円の減額で、主に、社会活動助成事業で128万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症拡大により事業を行えなかった団体への補助金の精算によるものでございます。

49ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費1,818万9,000円の減額は、主に、国民体育大会推進事業1,065万5,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症拡大によりリハーサル大会が中止となったことなどによるものでございます。

第2目・給食施設費は984万7,000円の減額で、主に、紀伊長島地区学校給食センター管理運営事業885万7,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

50ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は324万円の減額で、主に、健康増進施設管理事業274万円の減額で、精算見込みによるものでございます。

51ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は252万5,000円の減額で、事業の精算によるものでございます。

52ページからは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、53ページの合計の欄をご覧ください。

前年度末現在高は130億3,369万7,000円で、当該年度の起債見込額が今回の5,210万9,000円の減額で補正後の見込額は、18億5,058万9,000円となり、当該年度中の元金償還見込額の13億3,332万3,000円を差し引きますと、当該年度末現在高見込額は135億5,096万3,000円となる見込みでございます。

次に、54ページの給与費明細書をご覧ください。

その他の特別職の報酬が、実績見込みにより238万7,000円の減額で、補正後の合計額としましては、1億4,097万3,000円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては職員分から説明させていただきます。

56ページをご覧ください。

給料が476万2,000円、職員手当168万7,000円、共済費107万4,000円の減額により、合計は752万3,000円の減額となり、補正後の総額は12億1,957万4,000円となります。

次に会計年度任用職員分でございますが、57ページをご覧ください。

報酬が1,507万8,000円、職員手当236万5,000円、共済費377万円の減額により、合計は2,121万3,000円の減額となり、補正後の総額は4億3,952万5,000円となります。

58ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料476万2,000円の減額は、職員の育児休業等によるものでございます。

職員手当405万2,000円の減額は、職員分が168万7,000円の減額で、育児休業等によるもので、会計年度任用分は236万5,000円の減額は、精算見込みによるものでございます。

59ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第17号及び議案第18号の内容の説明を求めます。

上村毅住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ71万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,700万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをお願いいたします。

第1款、第1項ともに、国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては、1,398万4,000円を減額し、3億1,901万7,000円にしようとするものでございますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目保険給付費等交付金につきましては、747万5,000円を増額し、16億8,404万4,000円にしようとするものでございますが、特別交付金の決定に伴うものでございます。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、288万円を減額し、1億6,432万2,000円にしようとするものでございますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分94万2,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金159万1,000円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分34万7,000円の減額は、いずれも繰入金額の決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに、積立基金繰入金につきましては、571万6,000円を増額するものでございますが、繰入金額の決定によるものでございます。

第7款・諸収入、第4項、第7目ともに雑入につきましては、12万5,000円を増額するものでございますが、退職被保険者等納付金の返還額の決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第8目・国民健康保険災害等臨時特例補助金につきましては、283万2,000円を増額するものでございますが、補助金の額の決定によるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費の4万9,000円の減額と、第2目・退職被保険者等療養給付費4万9,000円の増額は、事業負担金の振替

えによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金、第1項・医療給付費分、第1目・一般被保険者医療費給付費分につきましては、財源更正でございます。

12ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第2項・保健事業費、第1目・保健衛生普及費71万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策のため、事業を中止した、保健事業の減額分でございます。

以上で、議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億560万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、47万円を減額し、3億3,708万4,000円にしようとするものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は、527万円を減額し、8,827万6,000円にしようとするもの

でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして歳出を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、574万円を減額し、5億9,199万3,000円にしようとするものでございますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第19号についての内容の説明を求めます。

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ319万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,738万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、

480万5,000円を減額して402万8,000円とするものであります。居宅介護サービス費収入実績見込みによる減であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1,233万8,000円を減額して1億3,241万9,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,394万6,000円を増額するものであります。施設介護サービス費収入の減額に伴う基金からの繰入れであります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、319万7,000円を減額し1億7,337万2,000円とするものであります。

老人ホーム管理運営事業の減額で、会計年度任用職員等賃金の実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

ここで休憩をとります。

3時20分まで。

(午後 3時 07分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午後 3時 20分)

瀧本攻議長

次に、議案第20号の内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていた

だきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度 紀北町一般会計予算

令和3年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億5,382万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。複合機賃貸借契約など、全部で14件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計9億9,830万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。
12ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は、4億2,139万5,000円でございます。

第2目・法人は、6,192万2,000円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は、6億400万8,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、327万7,000円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は、42万4,000円でございます。

第2目・種別割は5,003万3,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は、9,773万4,000円でございます。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は、1,600万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は、5,000万円でございます。

15ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに森林環境譲与税は、4,614万7,000円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は、123万6,000円でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は、588万5,000円でございます。

16ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は、396万4,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は、604万8,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は、3億1,300万円でございます。

17ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は、1,000万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は、1,050万円でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は、37億8,600万円で、内訳としまして、普通交付税が35億1,500万円で、特別交付税が2億7,100万円でございます。

18ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は、100万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は、2,950万円で、私立保育所保育料負担金1,320万円などがございます。

第3目・衛生費負担金は、10万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

19ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は161万2,000円で、小松原住宅使用料108万円などがございます。

第3目・衛生使用料は、692万3,000円で、一般廃棄物処理施設使用料432万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は、210万7,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金207万9,000円などがございます。

第5目・商工使用料は、7,250万1,000円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料4,500万1,000円などがございます。

第6目・土木使用料は4,325万4,000円で、20ページをご覧ください。町営住宅使用料3,848万7,000円などがございます。

第7目・教育使用料は3,618万6,000円で、健康増進施設使用料3,301万3,000円などがございます。

21ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は803万円で、戸籍手数料420万4,000円などがございます。

第3目・衛生手数料は68万円で、狂犬病予防注射済票交付手数料39万7,000円などがございます。

第4目・農林水産手数料は1万円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

22ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億3,379万円で、障害者自立支援給付費負担金2億810万8,000円などがございます。

第2目・衛生費負担金は6,850万9,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,805万9,000円などがございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金2,561万3,000円は、個人番号カード事務費補

助金865万6,000円などがございます。

23ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金2,605万8,000円は、子ども・子育て支援交付金1,833万1,000円などがございます。

第3目・衛生費補助金4,282万8,000円は、新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金3,849万4,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は5,000万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第6目・土木費補助金6,645万8,000円は、道路メンテナンス事業費補助金5,667万1,000円などがございます。

第8目・教育費補助金291万3,000円は、24ページをご覧ください。放課後子ども教室推進事業費補助金137万2,000円などがございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は33万円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費31万2,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は366万2,000円で、国民年金事務委託金344万7,000円などがございます。

25ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は94万円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億5,815万2,000円で、主に、障害者介護給付費負担金1億306万円などがございます。

第3目・衛生費負担金は22万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金162万9,000円は、三重県南部地域活性化基金事業費補助金87万9,000円などがございます。

第2目・民生費補助金は9,561万7,000円で、心身障害者医療費補助金3,525万円などがございます。

26ページをご覧ください。

第3目・衛生費補助金は387万6,000円で、浄化槽設置促進事業補助金215万6,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は7,945万2,000円で、27ページをご覧ください。県単沿岸漁

場整備事業費補助金1,800万円などがございます。

第5目・商工費補助金は38万8,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は232万8,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金162万円などがございます。

第8目・教育費補助金は3,338万1,000円で、三重とこわか国体会場市町運営交付金3,141万3,000円などがございます。

第9目・災害復旧費補助金は572万2,000円で、過年災林道災害復旧事業費補助金でございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,188万8,000円で、多目的広場の改修費などに充当する交付金でございます。

28ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は4,132万円で、県民税徴収取扱委託金2,098万8,000円などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、海岸清掃委託金640万円などがございます。

第7目・消防費委託金は205万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は580万4,000円で、町有地の貸付料386万円などがございます。

第2目・利子及び配当金は827万5,000円で、基金運用利息825万7,000円などがございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は36万円でございます。

30ページをご覧ください。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億2,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は8億5,725万4,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は3億円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は3,805万6,000円で、観光推進事業など5事業に充当するものがございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は4,139万9,000円で、海山総合支所の改修費などに充当するものでございます。

31ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は1億3,103万4,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に6,346万6,000円と10事業に6,756万8,000円を充当するものでございます。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は、664万3,000円でございます。

第2目・加算金は、1,000円でございます。

32ページをご覧ください。

第2項及び第1目ともに町預金利子は、1,000円で、現金運用利子でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は846万6,000円で、奨学資金貸付金返還金676万6,000円などでございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は5,850万3,000円で、地域支援事業受託事業収入5,438万5,000円などでございます。

33ページをご覧ください。

第3目・農林水産業費受託事業収入は、1,553万2,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入1,545万円などでございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は、1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入8,915万2,000円は、36ページをご覧ください。三重ごみ固形燃料発電事業精算金4,311万7,000円などでございます。

38ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目の総務債1億1,080万円は、上里集会所建設事業債150万円と過疎地域自立促進特別事業債1億930万円で、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など19事業に充当するものでございます。

第3目・衛生債2,050万円はごみ収集車整備事業債でございます。

第4目・農林水産業債1億5,090万円のうち、農業債は1,560万円で県営ため池等整備事業債など、林業債は2,420万円で林道便石線舗装事業債などで過疎債でございます。

水産業債は1億1,110万円で、海岸保全施設整備事業債は合併特例債でございます。

39ページをご覧ください。

第6目・土木債、道路橋りょう債2億3,210万円はすべて過疎債で、町道白浦線道路整備事業などに充当するものでございます。河川施設債2,500万円は大船川河川維持補修債で、緊急浚渫推進事業債でございます。

第7目・消防債4,100万円は、小型動力ポンプ付き積載車購入事業債、消火栓新設事業債、水槽車整備事業債が過疎債で、避難路誘導灯設置事業債が合併特例債でございます。

40ページをご覧ください。

第8目・教育債1,300万円は、海山公民館中央監視装置更新事業債などで、過疎債でございます。

第10目・臨時財政対策債は4億500万円でございます。

以上が歳入予算でございます。

引き続き歳出予算を説明させていただきます。

人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

41ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億81万円で、議会活動及び議会事務局運営事業7,279万7,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

43ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億8,296万7,000円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業5,901万円は、システムの運用費や証明書等のコンビニエンスストア等で交付するために要する経費などでございます。

45ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,181万2,000円で、46ページをご覧ください。

主な事業としましては、CATV行政放送事業2,015万9,000円が、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費、文書取扱事業2,356万7,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

第3目・財政管理費は1,120万9,000円で予算編成や財務会計システムの更新に要する経費などでございます。

47ページをご覧ください。

第4目・会計管理費は114万8,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億8,694万8,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業5,274万1,000円が、本庁舎や職員用パソコンの維持管理、改修などに要する経費で、町有財産管理事業4,201万5,000円が、地域振興会館等の維持管理や高濃度PCB廃棄物処理に要する経費でございます。基金管理事業1億5,957万6,000円は、ふるさと応援基金積立金1億2,000万円など、基金への積立に要する経費でございます。

48ページをご覧ください。

第6目・企画費は1億6,679万3,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業5,652万7,000円が、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線や自主運行バスの「いこかバス」、などに要する経費で、ふるさと寄附金推進事業6,346万6,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は7,293万円で、主な事業としましては、海山総合支所管理事業6,326万8,000円が海山総合支所庁舎の維持管理や改修に要する経費でございます。

50ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費7万4,000円は、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費403万1,000円は、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

51ページをご覧ください。

第12目・諸費814万4,000円は、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第13目・地域振興費500万円は、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金でございます。

52ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は7,941万7,000円で、税務一般事務事業の1,490万6,000円は、地番図等の修正委託料などでございます。

53ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は486万6,000円で、三重地方税管理回収機構への負担金や徴収等に要する経費でございます。

54ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は7,538万9,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業1,175万1,000円などがございます。

56ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は929万5,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第3目・町長選挙費は1,665万8,000円で、執行に要する経費でございます。

57ページをご覧ください。

第6目・衆議院議員選挙費は1,885万6,000円で、執行に要する経費でございます。

58ページをご覧ください。

第8目・最高裁判所裁判官国民審査費は20万円で、執行に要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は214万2,000円で、経済センサスなど指定統計調査に要する受託事業でございます。

60ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は81万4,000円で、監査委員2名分の報酬などがございます。

61ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、7億9,647万1,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,540万2,000円や紀北広域連合運営事業4億6,757万5,000円は、紀北広域連合への負担金でございます。

62ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億3,163万2,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業7,071万6,000円が、心身障害者の方への医療費助成に要する経費で、63ページをご覧ください。障害者介護・訓練等給付事業4億1,283万6,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,788万3,000円で、国民年金事業124万1,000円などがございます。

65ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億4,852万9,000円で、主な事業としま

しては、老人福祉施設措置事業2,912万4,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費や後期高齢者医療特別会計繰出金4億2,423万6,000円でございます。

66ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は1億565万1,000円で、老人ホーム管理運営事業3,467万円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営、渡り廊下の壁の塗装などに要する経費でございます。

68ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は、31万6,000円で、介護保険徴収委託料でございます。

第4目・老人保健費は、1,000円で、事務に係る手数料でございます。

69ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は5,573万4,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業3,828万円が、放課後の児童対策のための事業補助金でございます。

第2目・保育所費は4億5,695万円で、主な事業としましては、児童保育事業4億4,078万5,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所7園への事業補助金でございます。

第3目・児童措置費は1億4,398万5,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は4,157万2,000円で、主な事業としまして、子ども医療費助成事業2,937万2,000円が、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に要する経費でございます。

第5目・へき地保育所費は7万6,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

70ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

71ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億7,775万円で、主な事業としましては、地域保健共通事業7,052万2,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業補助金や尾鷲総合病院への財政支援のための補助金などでございます。

72ページをご覧ください。

第2目・予防費は1億7,736万6,000円で、主な事業としましては、予防接種事業1億

3,960万9,000円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種と新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費でございます。

73ページをご覧ください。

第3目・環境衛生費は4,440万3,000円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,149万3,000円が、浄聖苑の管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金などでございます。

74ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は40万4,000円で、環境美化の推進に要する経費でございます。

75ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億5,696万9,000円でございます。

76ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は5億2,641万6,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億5,703万7,000円が、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業9,054万5,000円が、町内のごみ収集に要する経費でございます。

77ページをご覧ください。

第3目・し尿処理費は9,071万7,000円で、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

79ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,592万5,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

80ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は828万8,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

81ページをご覧ください。

第2目・農業総務費は4,700万4,000円で、主な事業としましては、中山間地域総合事業1,200万円が、県への事業負担金でございます。

82ページをご覧ください。

第5目・農地費は6,170万1,000円で、主な事業としましては、農地防災事業1,505万1,000円が、排水機場6施設の維持管理や修繕に要する経費などでございます。

84ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,127万8,000円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

85ページをご覧ください。

第2目・林業振興費は4,663万1,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業は2,808万4,000円で、間伐等の事業委託、河川周辺の立枯木整備や人家裏の危険木の伐採への事業補助金などがございます。

第3目・林業施設費4,766万2,000円は、主な事業としましては林道改良事業3,203万2,000円が、向井山橋と野又越線の修繕費などがございます。

第4目・町有林造成費は6,225万3,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などがございます。

87ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,545万円で、分収造林の受託事業でございます。

88ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,236万7,000円で、水産業の総合的な企画運営に要する経費で、関係団体等への負担金などがございます。

第2目・水産業振興費は1,642万4,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業741万6,000円が、漁業近代化利子補給金補助金や漁業協同組合の施設修繕補助金などがございます。

89ページをご覧ください。

第3目・漁港管理費は1億9,341万7,000円で、主な事業としまして、海岸保全施設整備事業1億8,661万2,000円が、矢口漁港の海岸施設の堤防等の改修でございます。

90ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,518万6,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などがございます。

91ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は4,527万2,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。

第3目・観光費は1億5,660万9,000円で、主な事業としましては、温泉施設管理運営事業3,686万2,000円が、古里温泉の管理運営に要する経費で、92ページをご覧ください。紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,524万7,000円は、キャンプ i n n 海山の管理運営

に要する経費でございます。

94ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は9,929万6,000円で、土木事業推進及び管理関係事業や道路台帳の修正などに要する経費でございます。

96ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は722万5,000円で、道路関係団体負担金などでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億3,150万2,000円で、主な事業としまして町道道路維持補修事業3,542万3,000円が、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業7,470万円が、橋りょう長寿命化のための修繕計画の策定及び改修工事に要する経費でございます。

97ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は2億866万1,000円で、町道道路改良事業の町単分1億5,350万円は、町単独の道路改良9事業などに要する経費でございます。

98ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は6,800万円で、河川改修2事業及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は375万円で、急傾斜地崩壊対策事業の県営事業負担金でございます。

99ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,470万2,000円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業935万6,000円などでございます。

第2目・港湾施設費の550万円は、江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

100ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は670万7,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は460万2,000円で、都市公園の整備や管理に要する経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

101ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は4,025万1,000円で、主な事業としましては、町営

住宅管理事業3,037万3,000円が町営住宅の維持管理や修繕などに要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は5億3,126万円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は3,660万円で、主な事業としましては、消防団員活動事業2,434万6,000円は、消防団員の年報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は1,656万3,000円で、103ページをご覧ください。主な事業としまして、消防施設・機械器具整備事業974万1,000円で、消防団の小型動力ポンプ付積載車1台の更新などに要する経費でございます。

第4目・水防費は1,854万1,000円で、河川海岸水防対策と汐ノ津呂排水機場の概略設計に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は4,688万7,000円で、主な事業としましては、防災行政無線管理事業2,251万9,000円が、デジタル化した防災行政無線の維持管理などがございます。

105ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は9,173万8,000円で、主な事業としましては、児童生徒スクールバス運行事業1,626万2,000円は運行費に要する経費でございます。

106ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は930万7,000円で、主な事業としましては、きほく子育て応援事業610万5,000円が、子育て支援のための小学校入学時の入学用品の支給と幼稚園児及び多子世帯の小・中学校の給食費の支援に要する経費でございます。

107ページをご覧ください。

第4目・奨学費は656万円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億5,918万2,000円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業4,278万3,000円は、小学校8校の維持管理に要する経費で、特別支援学級児童介助教員設置事業4,334万3,000円は、介助員及び介助教員17名の配置に要する経費でございます。

109ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,838万2,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,120万3,000円で、小学校8校の教育振興に要する経費でございます。

110ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は8,209万5,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業3,305万1,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費で、特別支援学級生徒介助教員設置事業1,290万3,000円は、介助員及び介助教員5名の配置に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,363万円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,317万円で、中学校4校の教育振興に要する経費などでございます。

112ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は4,561万9,000円で、幼稚園管理運営事業954万4,000円は、管理運営に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億5,919万3,000円で、主な事業としましては、集会施設等管理運営事業1,997万1,000円は、8施設の管理運営に要する経費でございます。

115ページをご覧ください。

第2目・公民館費は3,687万4,000円で、公民館2館の管理運営や設備の更新など要する経費でございます。

116ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は154万8,000円で、郷土資料室2か所の管理運営に要する経費でございます。

117ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は209万6,000円で、熊野古道の保全などに要する経費などでございます。

118ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は7,163万9,000円で、主な事業としましては、国民体育大会推進事業6,199万1,000円は三重とこわか国体・三重とこわか大会開催費などでございます。

第2目・給食施設費は1億4,524万円で、学校給食センター2施設などの管理運営に要する経費でございます。

120ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は8,378万8,000円で、主な事業としましては、健康増進施設管理事業6,207万8,000円は、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費でございます。

121ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は13億4,100万4,000円で長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は4,890万5,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

122ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

123ページから128ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

129ページと130ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございます。130ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の令和元年度末では130億3,369万7,000円で、前年度末現在高の令和2年度末では、135億5,096万3,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和3年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込額の9億9,830万円を加え、元金の償還見込額の13億4,100万4,000円を差し引きますと、令和3年度末現在高は132億825万9,000円となる見込みでございます。

次に131ページ以降は、給与費明細書でございます。まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は、合計3,564万3,000円でございます。

議員につきましては、16名分の報酬などで、年間所要額は、合計6,576万6,000円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など1,009人分の報酬で、年間所要額は、3,900万5,000円でございます。

132ページをご覧ください。

職員と、会計年度任用職員の人件費は、合計で17億4,222万4,000円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明させていただきます。

133ページをご覧ください。

先に、職員分を説明いたします。

職員数は、前年度より2人減の173人、再任用短時間勤務職員が2人増の7人でございます。

給料は6億5,783万8,000円、職員手当3億6,941万2,000円、共済費は2億1,383万4,000円で、合計12億4,108万4,000円でございます。

前年度と比較し、給料が558万1,000円の減、職員手当が565万6,000円の増、共済費が84万4,000円の減、合計で76万9,000円の減となっております。

主な減額の要因といたしまして、給料は職員数の減によるもので、職員手当の増額につきましては、令和3年度に2つの選挙が予定されていることなどによる、時間外勤務手当等の増によるものでございます。

次に会計年度任用職員分につきましては、134ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員、パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は205人、報酬は3億6,562万2,000円、職員手当6,513万8,000円、共済費は7,038万円で、合計5億114万円でございます。

136ページのアの職員1人当たり給与から、140ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で令和3年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

ここで4時20分まで休憩いたします。

(午後 4時 06分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので議会を再開いたします。

(午後 4時 20分)

瀧本攻議長

次に、議案第21号及び議案第22号についての内容の説明を求めます。

上村毅住民課長。

上村毅住民課長

それでは、議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億7,378万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきますので、予算書の6ページをお願いいたします。

第1款、第1項、ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億1,406万4,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上いたしております。

保険料率につきましては、令和2年度と変わりなく据え置いております。

7ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促

に係るものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金14億8,093万4,000円は、普通交付金14億622万6,000円を計上しておりますが、これは国保の財政運営を行う上での基礎的な交付となり、町が行う保険給付に応じて、同額を三重県が交付するものでございます。

特別交付金は、7,470万8,000円を計上しておりますが、各市町の財政難による、不均衡を調整するなどの目的に交付されるものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては1億6,540万2,000円でございますが、一般会計から国保会計への繰入金でございます。これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰入れでございます。

10ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに、積立基金繰入金につきましては、財政調整のため、基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、234万6,000円を計上いたしております。

第6款、第1項、第1目ともに、繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございます。令和2度の歳計剰余金を見込んだものとなっております。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

11ページをお願いいたします。

第7款・諸収入、第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、第4目・退職被保険者等第三者納付金1,000円は、それぞれ交通事故による損害賠償金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を、第8目・会計年度任用職員雇用保険料は、6,000円を計上いたしております。

次に、歳出を説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、3,977万円でございますが、職員人件費4名分の給料等2,838万5,000円、会計年度任用職員1名分の人件費210万9,000円、一般事務事業は927万6,000円でございますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算委託料などとなっております。

14ページをお願いいたします。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金102万3,000円でございますが、国保連合会審査事務手数料などに係る負担金となっております。

15ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業486万5,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の委託料、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などでございます。

16ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のため委員15名、3回分の委員報酬となっております。

17ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、12億1,981万1,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費は、1万円、第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費として776万3,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましては、1,000円を計上いたしております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料など571万円でございます。国保連合会への診療報酬審査委託料などとなっております。

18ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費・第1目の一般被保険者高額療養費1億7,934万円、第2目の退職被保険者等高額療養費1,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付するものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として30万円、第4目の退職被保険者等高額介

護合算療養費1,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金630万円は、15件分を見込んだものとなっております

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に支払う手数料4,000円でございます。

20ページをお願いいたします。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものとなっております。

21ページをお願いいたします。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対して、県が町に交付金として支払うための財源として徴収するものでございますが、算定方法といたしましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定し、市町が県に納付金として納めるものとなっております。その内訳といたしまして、第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として3億1,235万6,000円、22ページの第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分として1億986万1,000円、23ページの第3項、第1目ともに、介護納付金分として3,628万円となっております。

24ページをお願いいたします。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに、特定健康診査等事業費2,245万7,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健診等に係る健診委託料などの経費となっております。

25ページをお願いいたします。

第5款、第2項、ともに、保健事業費、第1目の保健衛生普及費1,295万8,000円につきましては、国民健康保険保健事業といたしまして、医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などに係る経費606万2,000円をいたしております。国保ヘルスアップ事業といたしまして、689万6,000円を計上しております。この事業は、国が新しく実施・推進する生活習慣病予防対策や重症化予防対策として、管理栄養士等の雇用を図り、特定健診、特定保健指導等を推進し、医療費を、さらに適正なものにしていくための保健事業を行うための事業となっております。事業費は全額補助対象となっております。

26ページをお願いいたします。

第6款、第1項、ともに、基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

27ページをお願いいたします。

第7款、第1項ともに、公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

28ページをお願いいたします。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

29ページをお願いいたします。

第9款、第1項、第1目ともに、予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上してございます。

以上で、議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

上村毅住民課長

続きまして、議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度 紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億9,906万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入額の最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをお願いいたします。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億1,947万円と、第2目の普通徴収保険料5,336万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合が県内の医療費の見込みを立てて算出し、計上いたしております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億3,197万5,000円でございますが、職員の人件費や事務費などの一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2項・保険基盤安定繰入金9,226万1,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円を計上いたしております。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、8ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費994万1,000円につきましては、職員人件費として職員1名分981万6,000円、一般事務事業では、関係法規の追録代などとして12万5,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費63万4,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費となっております。

10ページをお願いいたします。

第2款、第1項、第1目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金5億8,649万3,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものとなっております。

11ページをお願いいたします。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上いたしております。

以上で議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第23号についての内容の説明を求めます。

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

それでは、議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和3年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,911万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は741万4,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入592万1,000円と利用者収入149万3,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億4,110万6,000円で、保険者収入1億1,967万8,000円と、利用者収入2,142万8,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するものであります。

7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、2,908万円であります。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

8ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は22万3,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料等であります。

9ページをお願いします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、128万9,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1億7,510万5,000円あります。

内容につきましては、職員人件費が職員9名分で、6,399万4,000円で、会計年度任用職員人件費は、26名分で6,423万6,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,665万1,000円でありまして、会計年度任用職員報酬、賄材料費等に加え、本年度は、リハビリ室の床などの修繕として、修繕料397万4,000円を計上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万4,000円あります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、396万6,000円で、短期入所生活介護に係る経費であります。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円であります。

以上で、議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

ここであと議案が残っておりますので、5時を過ぎそうなのでご了解ください。

続いて、議案第24号についての内容の説明を求めます。

中村吉伸水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は8,192戸

第2号 年間総給水量は218万1,970m³

第3号 一日平均給水量は5,978m³といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

上里地区配水管布設替工事(第3工区)は1,500万円

三浦地区配水管布設替工事(第8工区)は4,000万円

長島地区配水管布設替工事(第2工区)は1,500万円

呼崎地区配水管布設替工事は1,900万円

相賀橋架替工事に伴う仮設工事は4,750万円でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億9,557万3,000円、第1項・営業収益は3億2,568万4,000円、第2項・営業外収益は6,988万9,000円でございます。

次に、支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億8,632万5,000円、第1項・営業費用は3億5,206万9,000円、第2項・営業外費用は3,393万4,000円、第3項・特別損失は32万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,764万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額736万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,380万6,000円、建設改良積立金1,647万9,000円で補てんするものとする）。

収入につきましては、第1款・資本的収入は1億7,566万4,000円、第1項・負担金は4,950万円、第2項・補助金は6,416万4,000円、第3項・企業債は6,200万円でございます。

次に、支出につきましては、第1款・資本的支出は3億2,331万2,000円、第1項・建設改良費は2億344万5,000円、第2項・企業債償還金は1億1,986万7,000円でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、上水道建設改良資金に充てるため限度額は6,200万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は7,569万6,000円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,592万5,000円である。といたしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、620万2,000円と定めるものでございます。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算に関する説明書により、説明させていただきます。

これからご説明いたします、キャッシュ・フロー計算書並び損益計算書、貸借対照表につきましては2重線の箇所をご覧ください。

予算書の7ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度紀北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動で資金が1億2,428万2,733円の増加。

次のページをお願いいたします。

投資活動で8,241万8,000円の減少、財務活動で5,786万7,000円の減少となり、これらの3つの活動により資金は1,600万2,267円減少し、資金の期末残高は2億2,248万4,787円となる予定でございます。

次に、18ページをご覧ください。

こちらは、令和2年度の紀北町水道事業予定損益計算書でございます。営業収益は2億7,016万1,000円、営業費用は3億5,610万3,000円で、営業損失は8,594万2,000円となり、営業外収益は1億1,609万円、営業外費用は2,137万5,000円で、経常利益は877万3,000円となり、これから特別損失の33万6,000円を差し引き、当年度純利益は843万7,000円で、これに前年度繰越利益剰余金、そして、その他未処分利益剰余金変動額を加えまして、本年度未処分利益剰余金は1億2,309万4,361円となる予定でございます。

19ページをご覧ください。

こちらは、令和3年3月31日の令和2年度紀北町水道事業予定貸借対照表で、資産合計は

39億5,429万3,287円。

次のページをお願いいたします。

負債合計は24億9,984万7,810円。

次のページをお願いいたします。

資本合計は14億5,444万5,477円、負債資本合計は資産合計と同額の39億5,429万3,287円となる予定でございます。

次に、24ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表で、資産合計は39億3,871万6,610円。

次のページをお願いいたします。

負債合計は24億8,294万9,133円。

次のページをお願いいたします。

資本合計は14億5,576万7,477円で、負債資本合計は資産合計と同額の39億3,871万6,610円となる予定でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は、3億9,557万3,000円で、前年度予定額に対しまして、2,171万7,000円の減額となっております。

第1項・営業収益は、3億2,568万4,000円、第1目・給水収益3億2,385万9,000円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益は、182万5,000円で、材料売却収益71万円は、給水装置、工事用材料売却収益。手数料11万4,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等。雑収益100万1,000円は、水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益は、6,988万9,000円、第1目・受取利息及び配当金は、1,000円でございます。

第2目・補助金551万1,000円は、企業債償還利子等に係る一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入は、6,420万6,000円、第4目・雑収益は、17万1,000円で、土地貸付料17万円等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は、3億8,632万5,000円で、前年度予定額に対しまして、1,280万3,000円の減額となっております。

第1項・営業費用は、3億5,206万9,000円、第1目・原水及び浄水費4,894万円は、原水及び浄水設備の維持管理に係る費用でございます。

主なものといたしましては、委託料1,144万7,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検費用等。動力費3,307万7,000円は、水源地の電気代等でございます。

第2目・配水及び給水費1,823万2,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する費用等でございます。

主なものといたしましては、通信運搬費267万7,000円は、携帯電話及び専用回線の使用料。

32ページに移りまして、修繕費810万円は、給配水管修繕工事などに。動力費268万9,000円は、加圧ポンプ所及び配水池の電気代等、材料費260万円は、給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費9,624万6,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた事業活動全般に要する経費を計上しております。

主なものといたしましては、報酬370万8,000円は、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員報酬。給料3,819万5,000円は、職員10名分の給料、職員の手当等が1,420万9,000円、賞与引当金繰入額612万1,000円、33ページに移りまして、法定福利費1,029万1,000円は、職員10名及び会計年度任用職員2名分に係るものでございます。委託料1,156万8,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金635万9,000円は、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は、1億8,429万1,000円。

第5目・資産減耗費382万1,000円は、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却によるものなどでございます。

第6目・その他営業費用53万9,000円は、材料売却の原価でございます。

35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,393万4,000円。

第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,928万1,000円は、企業債利子の償還金1,927万1,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税は、1,465万2,000円。

第3目・雑支出は、1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失32万2,000円。

第1目・過年度損益修正損12万7,000円は、過年度水道料金の減免額。

第2目・その他特別損失19万5,000円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は、1億7,566万4,000円で、前年度予定額に対しまして、1,495万円の増額となっております。

第1項・負担金、第1目・負担金4,950万円は、相賀橋架替仮設工事に伴う補償金4,750万円、消火栓設置工事負担金4基分200万円でございます。

第2項・補助金、第1目・補助金は、6,416万4,000円で、内訳といたしましては、一般会計補助金5,041万4,000円は、企業債償還元金等に係る補助金。県補助金1,375万円は、建設改良事業の補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債6,200万円は、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は、3億2,331万2,000円で、前年度予定額に対しまして、566万5,000円の増額となっております。

第1項・建設改良費2億344万5,000円。

第1目・上水道改良費は、1億6,288万2,000円で、主な事業といたしましては、工事請負費の1億5,300万円は、上里地区配水管布設替工事（第3工区）は、1,500万円、三浦地区配水管布設替工事（第8工区）は4,000万円、長島地区配水管布設替工事（第2工区）は1,500万円、呼崎地区配水管布設替工事は1,900万円、相賀橋架替工事に伴う仮設工事は4,750万円等でございます。人件費については、設計技師1名分を計上させていただいております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は、4,056万3,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費4,006万3,000円は、三浦浄水場設備更新事業2,000万円、中央監視装置WE B監視化事業605万円、維持管理調査事業200万円、量水器取替事業672万1,000円、取替量水器購入費429万2,000円等でございます。

第2項・企業債償還元金、第1目・企業債償還元金は、1億1,986万7,000円で、企業債元金の

償還に係るものでございます。

以上で、議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

瀧本攻議長

お諮りいたします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月5日の本会議において行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月5日の本会議において行うことに決定いたしました。

ここで、尾上町長から、追加議案の提出がされておりますので、追加議事日程の配付を行うため、自席で暫時休憩をお願いいたします。

追加議事日程を配付してください。

(午後 5時 02分)

瀧本攻議長

会議を再開いたします。

(午後 5時 03分)

瀧本攻議長

配付漏れはありませんか。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本件については、日程に追加し、別紙追加日程表のとおり、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1～追加日程第3

瀧本攻議長

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第25号から、追加日程第3 議案第27号の3件の議案については、提案者からの提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についてであります。町民セン

ター解体工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,721万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,104万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入につきましては、514万7,000円を減額し、総額を3億9,042万6,000円に、収益的支出につきましては、514万7,000円を減額し、総額を3億8,117万8,000円に、他会計からの補助金につきましては、5,365万1,000円を増額し、総額を1億957万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。

何とぞ、慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第25号及び議案第26号についての内容の説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第25号についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 町民センター解体工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 5,007万2,000円
変更後 5,727万400円

4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野 金人

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

町民センター解体工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

2ページの資料をご覧ください。

工事費につきましては、請負金額が変更前5,007万2,000円、変更後5,727万400円、増減といたしましては719万8,400円の増額でございます。

その内訳の工事価格が、変更前4,552万円、変更後5,206万4,000円、増減といたしまして、654万4,000円の増額。

また、消費税は変更前455万2,000円、変更後520万6,400円、増減といたしましては、65万4,400円の増額でございます。

今回の主な変更理由につきましては、住宅密集地であることから、特に騒音、振動等を最小限に抑えることに細心の注意を払うこととし施工いたしております。

工事を進める中、3階建て部分は住宅に近いことから、近隣の皆様へのご迷惑を少しでも軽減するよう、1階の床スラブを残すことといたしました。

このことにより敷地の勾配を再検討した結果、コンクリート舗装、アスファルト舗装、砂利敷きの増工が生じたことが主な要因でございます。

工事概要について説明させていただきます。まず、本体解体工事は、主な工事内容としまして、上屋・基礎・内部造作解体、外部足場、外部防音シート、運搬費ほかでございます。

主な変更内容といたしましては、処理費削減のための鉄筋コンクリートを鉄筋とコンクリートに分別する鉄筋切断費の追加、勾配の再検討によるアスファルト舗装量数量の変更、コンクリート舗装の追加、搬入土の追加によるものでございます。

本体解体工事で変更前3,052万3,000円から、変更後3,971万3,000円となり、919万円の増額となっております。

次に、外構解体工事の主な工事内容は土間コンクリート、フェンス、花壇ほかの解体でご

ございます。

主な変更内容といたしましては、敷地勾配の再検討による、既設土間コンクリートとアスファルト舗装の撤去数量の増加によるものでございます。

外構解体工事で変更前180万円から、変更後300万1,000円となり、120万1,000円の増額となっております。

次に、発生材処分工事の、主な工事内容はコンクリート、廃プラスチック、モルタルほかの処分でございます。

主な変更内容といたしましては、鉄筋コンクリートを鉄筋とコンクリートに分別したことによる、処分単価の減額等によるものでございます。

発生材処分工事で変更前1,025万4,000円から、変更後612万1,000円となり、413万3,000円の減額となっております。

次に、電気設備撤去工事の主な工事内容は受変電設備、照明器具、廃材処分でございます。

主な変更内容といたしましては、建築年度から受変電設備にポリ塩化ビフェニルが含まれていることが想定されておりましたので、処分の受入先が決まるまで、専用の箱に入れ保管することとしておりましたが、調査の結果、低濃度のポリ塩化ビフェニルであったことから、受入先の調整ができましたので、処分することに変更したことによるものでございます。

電気設備撤去工事で変更前173万円から、変更後207万9,000円となり、34万9,000円の増額となっております。

次に、空調設備撤去工事の主な工事内容は空調設備、廃材処分でございます。

主な変更内容といたしまして、鉄くずを有償スクラップにしたことによるものでございます。

空調設備撤去工事で変更前121万3,000円から、変更後115万円となり、6万3,000円の減額となっております。

これらを合計した工事価格、消費税、請負金額は初めに申し上げましたとおりで、請負金額が変更前5,007万2,000円、変更後5,727万400円で、719万8,400円の増額となっております。

最後に、完成期限は令和3年3月30日でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

水谷法夫財政課長

続きまして、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきま

して、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,721万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,104万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の内容につきましては、第3次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、町民の皆様の生活を支援するための補正でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は、1億8,775万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新たに計上するものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、2,946万5,000円の増額で、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰入れするものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は、5,365万1,000円の増額で、上水道事業繰出金で、水道料金の基本料金を8か月間全額免除するため、減収となる水道料金等を水道事業会計に繰出しをするものでございます。

8ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、1億6,356万6,000円の増額で、がんばろう商品券事業1億6,356万6,000円は、1人1万円の商品券を給付する事業でございます。

す。

以上で、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第27号についての内容説明を求めます。

中村吉伸水道課長。

中村吉伸水道課長

それでは、議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入でございますが、第1款・水道事業収益の既決予定額3億9,557万3,000円に、補正予定額514万7,000円を減額し、計を3億9,042万6,000円に、第1項・営業収益の既決予定額3億2,568万4,000円に、補正予定額5,879万8,000円を減額し、計を2億6,688万6,000円に、第2項・営業外収益の既決予定額6,988万9,000円に、補正予定額5,365万1,000円を増額し、計を1億2,354万円に補正するものでございます。

続きまして、収益的支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億8,632万5,000円に、補正予定額514万7,000円を減額し、計を3億8,117万8,000円に、第1項・営業費用の既決予定額3億5,206万9,000円に、補正予定額19万8,000円を増額し、計を3億5,226万7,000円に、第2項・営業外費用の既決予定額3,393万4,000円に、補正予定額534万5,000円を減額し、計を2,858万9,000円に補正するものでございます。

次に、（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を、次のとおり補正する。

一般会計からの補助金の既決予定額5,592万5,000円に、補正予定額5,365万1,000円を増額し、計を1億957万6,000円に補正するものでございます。

令和3年3月4日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、実施計画説明書により収入予算から説明させていただきます。

予算書の10ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款・水道事業収益、第1項・営業収益、第1目・給水収益は5,879万8,000円を減額し、2億6,506万1,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、町民の皆様の生活に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、生活及び経済活動を支援するため、令和3年6月から令和4年1月までの8か月間、水道基本料金を全額免除するものでございます。

第2項・営業外収益、第2目・補助金は5,365万1,000円を増額し、5,916万2,000円とするものでございます。

一般会計からの繰入金であり、収益的収入で不足する水道基本料金の減収分を一般会計から同額を補てんするものでございます。

続きまして支出予算の内容を説明させていただきます。

収益的支出の第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費は19万8,000円を増額し、9,644万4,000円とするものでございます。

水道基本料金の免除に伴う電算システム改修費の増額でございます。

第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税は534万5,000円を減額し、930万7,000円とするものでございます。

水道基本料金の減収分に伴う消費税及び地方消費税の減額でございます。

以上で、議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、追加議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

瀧本攻議長

お諮りいたします。

ただいま説明のありました追加議案に対する質疑については、第2日目、3月5日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日目、3月5日の本会議において行うことに決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 5時 24分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 6月 8日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 近澤チヅル